資料６
令和３年（2021 年）２月 17 日
障がい者自立支援協議会

第６期
熊本市障がい福祉計画
第２期
熊本市障がい児福祉計画
（案）

令和３年（2021 年）　　月
熊本市

目　次

第１章　計画の概要 **1**
１．計画策定の趣旨 1
２．計画の基本理念 1
３．サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方 1
４．計画の位置づけ 2
５．計画の対象者 3
６．計画期間 3
７．計画の進行管理 4
第２章　障がい者数の現況 **5**
１．障害者手帳の所持者数 5
２．身体障害者手帳所持者数 6
３．療育手帳所持者数 7
４．精神障害者保健福祉手帳所持者数 8
５．発達障がい者支援センター相談支援件数 10
６．特定医療費（指定難病）受給者証所持者数 11
７．障害福祉サービス支給決定者数 13
８．障がい保健福祉施策関連事業費 14
９．障害福祉サービス等の状況 15
第３章　令和 5 年度（2023 年度）の成果目標 **17**
１．福祉施設の入所者の地域生活への移行 17
２．地域生活支援拠点等が有する機能の充実【新】 18
３．福祉施設から一般就労への移行等 19
４．障がい児支援の提供体制の整備等 22
５．相談支援体制の充実・強化等【新】 25
６．障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新】 27
第４章　障害福祉サービスの必要量の見込み **29**
１．訪問系サービスの見込量 29
２．日中活動系サービスの見込量 31
３．居住系サービスの見込量 41
４．相談支援の見込量 44
５．障害児通所支援の見込量 47
６．障害児相談支援の見込量 52
７．障害児入所支援の見込量 53
８．医療的ケア児等コーディネーターの配置人数 55
９．発達障がい者等に対する支援 56
１０．精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【新】 60
１１．子ども・子育て支援事業の提供体制の整備 64

第５章　地域生活支援事業の必要量の見込み **65**
１．理解促進・研修啓発事業 65
２．自発的活動支援事業 65
３．相談支援事業 65
４．成年後見制度利用支援事業／成年後見制度法人後見支援事業 66
５．意思疎通支援事業 67
６．日常生活用具給付事業 68
７．手話奉仕員養成研修事業 69
８．移動支援事業 69
９．地域活動支援センター機能強化事業 70
１０．発達障がい者支援センター運営事業 71
１１．障害児等療育支援事業 71
１２．専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 72
１３．専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 73
１４．日中一時支援事業 73
１５．福祉ホーム事業運営費助成 74
１６．訪問入浴サービス事業 74
１７．生活支援事業（視覚障がい者の生活訓練） 75
１８．障がい者スポーツ大会 75
サービス等見込み量一覧 **76**
資料編 **80**

＊「障がい」の表記について

この計画では、「障害」と「障がい」の２つの表記があります。法令や条例等の名称、定義された固有名称等については「障害」と表記し、そのほかは「障がい」と表記します。

＊「個別の単位」について

① 時間/月・・・月間のサービス提供時間

② 人/月　・・・月間の利用人数

③ 人日/月・・・月間の利用人数 × 一人一月あたりの平均利用日数

第１章　計画の概要

１．計画策定の趣旨

第 6 期熊本市障がい福祉計画及び第 2 期熊本市障がい児福祉計画（以下、「本計画」という）は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づき策定するものです。

策定にあたっては、国の定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即し、障がい者・障がい児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和 5 年度（2023 年度）末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるよう、本市における障がい者の現況やニーズ等を踏まえたうえで、数値目標の設定やサービスの需要の見込量を算出します。

２．計画の基本理念

次に掲げる基本理念に配慮して障害者総合支援法や児童福祉法に基づく業務の円滑な実施を目指します。

（１）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
（２）障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
（３）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
（４）地域共生社会の実現に向けた取組
（５）障がい児の健やかな育成のための発達支援
（６）障がい福祉人材の確保
（７）障がい者の社会参加を支える取組

３．サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

（１）障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方
①全国で必要とされる訪問系サービスの保障
②希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
③グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
④福祉施設から一般就労への移行等の推進
⑤強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実
⑥依存症対策の推進

（２）相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

①相談支援体制の構築

②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

③発達障がい者等に対する支援

④協議会（障がい者自立支援協議会等）の設置等

（３）障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

①地域支援体制の構築

②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

③地域社会への参加・包容の推進

④特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

・重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援体制の充実

・強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児に対する支援体制の充実

・虐待を受けた障がい児に対する支援体制の整備

⑤障がい児相談支援の提供体制の確保

４．計画の位置づけ

（１）計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。なお、「市町村障害児福祉計画」は、児童福祉法の一部改正に伴い、平成 30 年度から新たに定めることになりました。

（２）他の計画との関係性

本計画は、国の基本指針及び熊本県障がい福祉計画との整合性を図るとともに、「熊本市総合計画」及び「熊本市障がい者生活プラン」をはじめ、「熊本市地域福祉計画」「熊本市子ども輝き未来プラン」「くまもとはつらつプラン」等の本市における分野別計画との整合を考慮のうえ策定します。

また、本計画については、「誰一人取り残されない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の理念を踏まえ、取組を推進します。

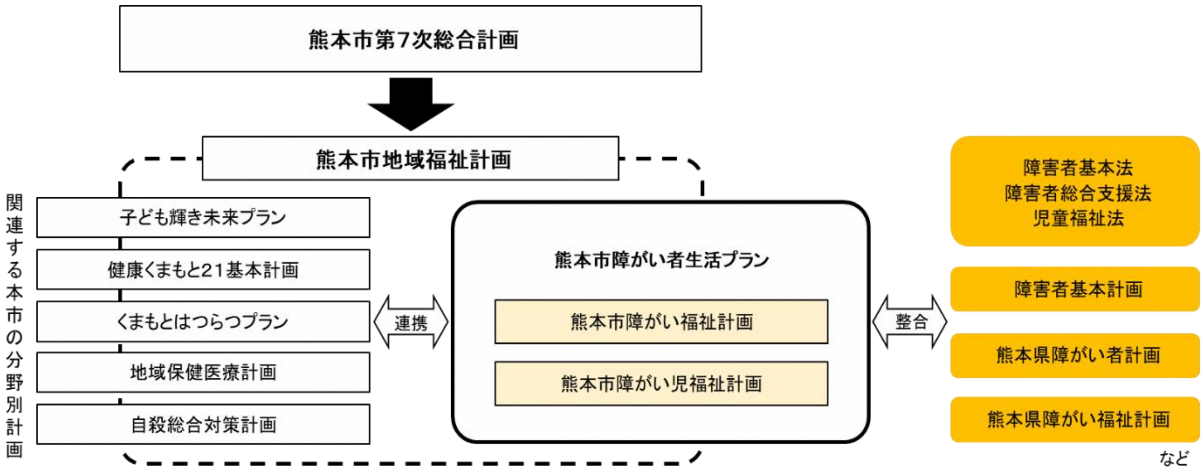

（３）施設整備との関係

本計画に定めた数値目標やサービス見込量等を着実に達成するため、今後の社会情勢等を見据えつつ、真に緊急性・必要性があると認められる施設整備を計画的に進めます。

５．計画の対象者

この計画の対象となる「障がい者」とは，障害者総合支援法第４条第１項に規定された以下の者をいいます。

① 身体障害者福祉法第４条に規定する身体障がい者
② 知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち 18 歳以上である者
③ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第５条に規定する精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）のうち 18 歳以上である者
④ 難病患者等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）であって 18 歳以上である者

また、「障がい児」とは児童福祉法第４条第２項に規定する者をいいます。

６．計画期間

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画は、3 年ごとの計画策定が基本指針により定められています。このため、本計画の計画期間は、令和３年度（2021 年度）から令和５年度（2023 年度）までの３年間です。

<table>
<tr><td>H27年度
（2015年度）</td><td>H28年度
（2016年度）</td><td>H29年度
（2017年度）</td><td>H30年度
（2018年度）</td><td>R1年度
（2019年度）</td><td>R2年度
（2020年度）</td><td>R3年度
（2021年度）</td><td>R4年度
（2022年度）</td><td>R5年度
（2023年度）</td></tr>
<tr><td colspan="3">熊本市障がい者プラン</td><td colspan="6">熊本市障がい者生活プラン</td></tr>
<tr><td colspan="3">⇒基本理念と施策の方向性を定める</td><td>（見直し）</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>（見直し）</td></tr>
<tr><td colspan="3">第4期熊本市障がい福祉計画</td><td colspan="3">第5期熊本市障がい福祉計画
第1期熊本市障がい児福祉計画</td><td colspan="3">第6期熊本市障がい福祉計画
第2期熊本市障がい児福祉計画</td></tr>
<tr><td colspan="3">⇒数値目標と障害福祉サービス等の見込量を定める</td><td>（見直し）</td><td></td><td>（見直し）</td><td></td><td></td><td>（見直し）</td></tr>
</table>

７．計画の進行管理

障害者総合支援法の中で、障害福祉計画等に盛り込んだ事項について、定期的に調査・分析及び評価を行い、必要があると認める時は、障害福祉計画等を変更することその他の必要な措置を講ずることとされています。

本市ではＰＤＣＡサイクルに沿って、成果目標と活動指標について毎年その実績を把握し、「熊本市障害者施策推進協議会」等で分析・評価を行います。

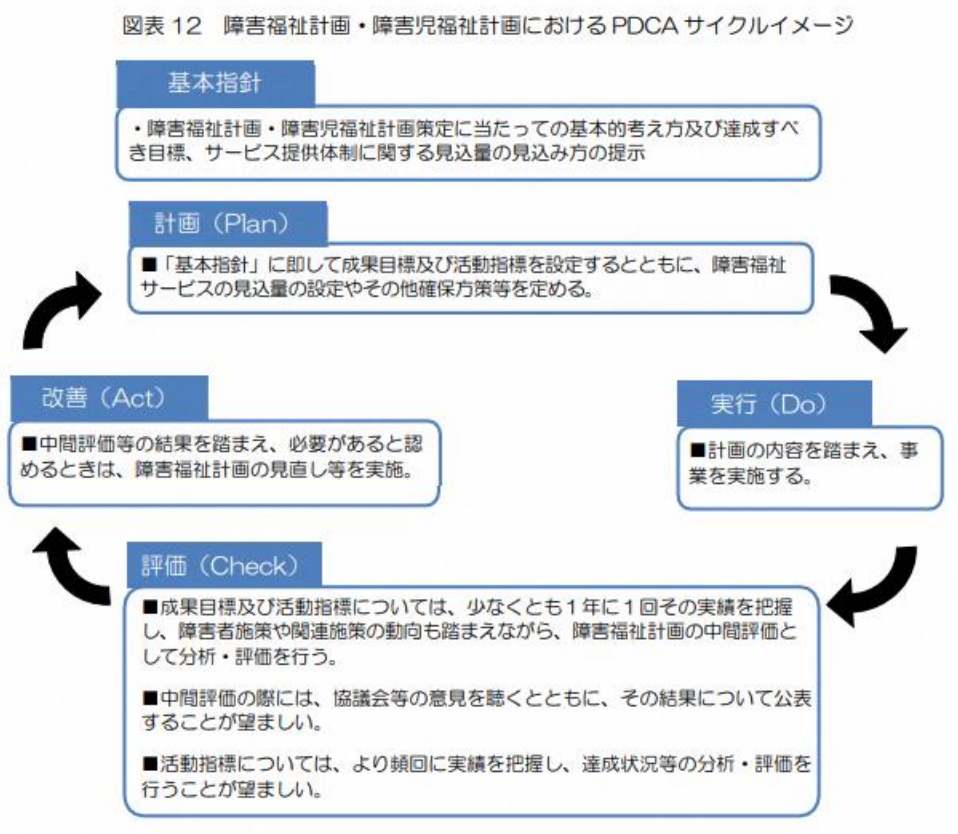

【出典：障害福祉計画策定に係る実態調査及び PDCA サイクルに関するマニュアル（厚生労働省）】

※PDCA サイクル…様々な分野・領域における品質改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan)」「実施（Do)」「評価（Check)」「改善（Act)」のプロセスを順に実施していくもの

第２章　障がい者数の現況

１．障害者手帳の所持者数

本市における身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者（重複含む）は、令和元年度（2019 年度）末現在で延べ 46,502 人であり、市民の 6.4%（約 16 人に 1 人）が身体、知的又は精神障がいの手帳を所持している状況です。

療育と精神の手帳所持者数は年々増加傾向にあります。

障害者手帳所持者数と対人口比の推移

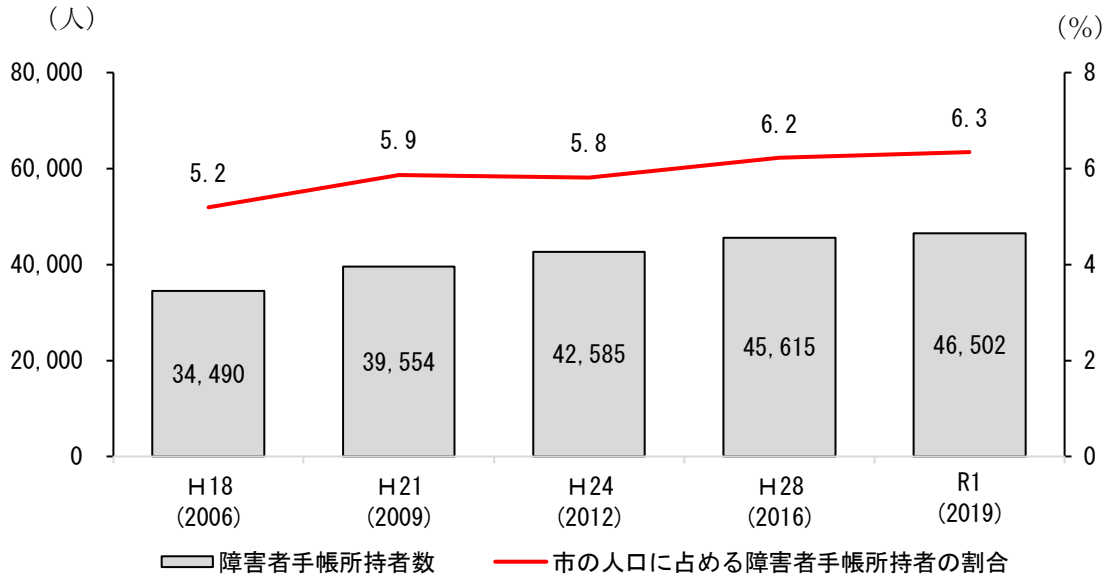

単位：人

年度	H18 (2006)	H21 (2009)	H24 (2012)	H28 (2016)	R1 (2019)
身体障害者手帳	26,727	29,562	30,661	30,814	29,820
療育手帳	4,042	4,999	5,686	6,600	7,260
精神障害者保健福祉手帳	3,721	4,993	6,238	8,201	9,422
合計	34,490	39,554	42,585	45,615	46,502

※各年度末時点

２．身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は、令和元年度（2019 年度）末で 29,820 人となっており、障害者手帳所持者総数の約 64%にあたります。平成 28 年度（2016 年度）と比較すると 994 人減少しています。

障がい部位別にみると、肢体不自由、内部障がいの順で多く、この両部位で身体障害者手帳所持者数のうち約 83%を占めています。

（１）障がい部位別の手帳所持者の推移

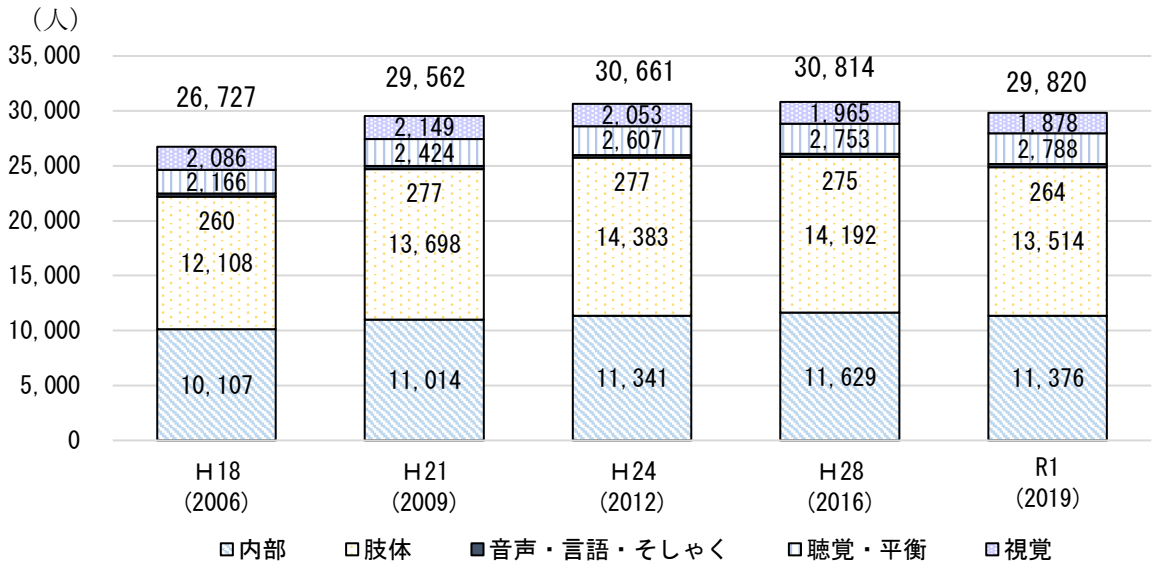

単位：人

年度	H18 (2006)	H21 (2009)	H24 (2012)	H28 (2016)	R1 (2019)
視覚	2,086	2,149	2,053	1,965	1,878
聴覚・平衡	2,166	2,424	2,607	2,753	2,788
音声・言語・そしゃく	260	277	277	275	264
肢体	12,108	13,698	14,383	14,192	13,514
内部	10,107	11,014	11,341	11,629	11,376
合計	26,727	29,562	30,661	30,814	29,820

※各年度末時点

（２）年齢構成別の手帳所持者の推移

単位：人

年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
18 歳未満	515	501	506	510	519
18 歳以上	30,674	30,313	29,994	29,726	29,301
合計	31,189	30,814	30,500	30,236	29,820

※各年度末時点

３．療育手帳所持者数

療育手帳の所持者数は、令和元年度（2019 年度）末で 7,260 人となっており、障害者手帳所持者総数の約 16%にあたります。平成 28 年度（2016 年度）と比較すると、660 人増加しており、増加率は約 10%となっています。

（１）判定別の手帳所持者の推移

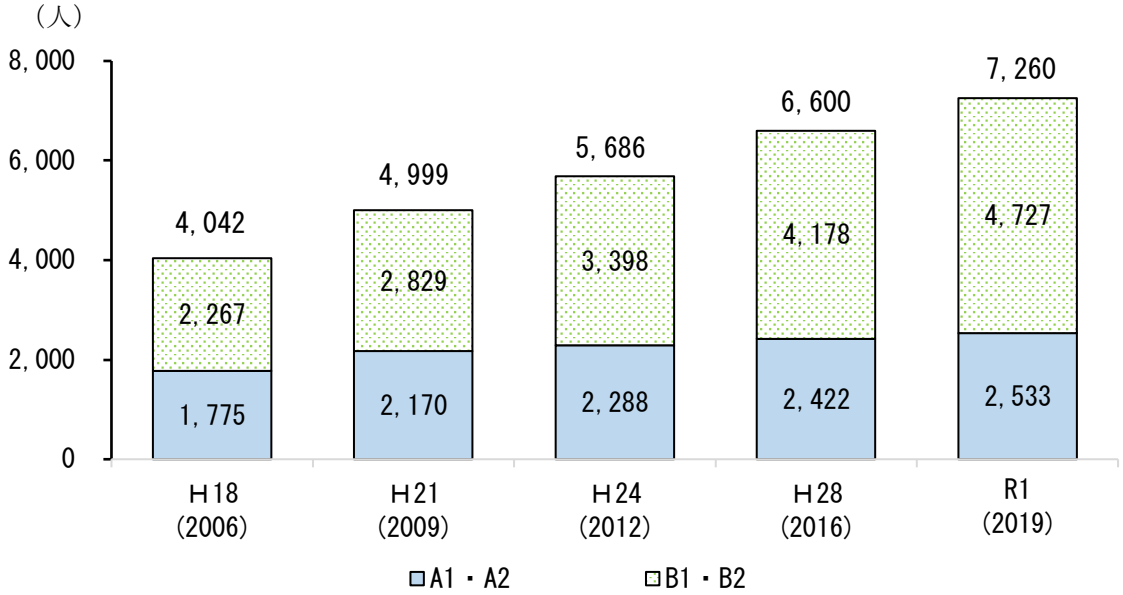

単位：人

年度	H18 (2006)	H21 (2009)	H24 (2012)	H28 (2016)	R1 (2019)
A1・A2	1,775	2,170	2,288	2,422	2,533
B1・B2	2,267	2,829	3,398	4,178	4,727
合計	4,042	4,999	5,686	6,600	7,260

※各年度末時点

（２）年齢構成別の手帳所持者の推移

単位：人

年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
18 歳未満	2,023	2,134	2,183	2,224	2,305
18 歳以上	4,306	4,466	4,631	4,780	4,955
合計	6,329	6,600	6,814	7,004	7,260

※各年度末時点

４．精神障害者保健福祉手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和元年度（2019 年度）末で 9,422 人となっており、障害者手帳所持者総数の約 20%にあたります。平成 28 年度（2016 年度）と比較すると 1,221 人増加しており、増加率は約 15%となっています。

身体障害者手帳、療育手帳と比較して、所持者数の増加率は最も高くなっています。

（１）判定別の手帳所持者の推移

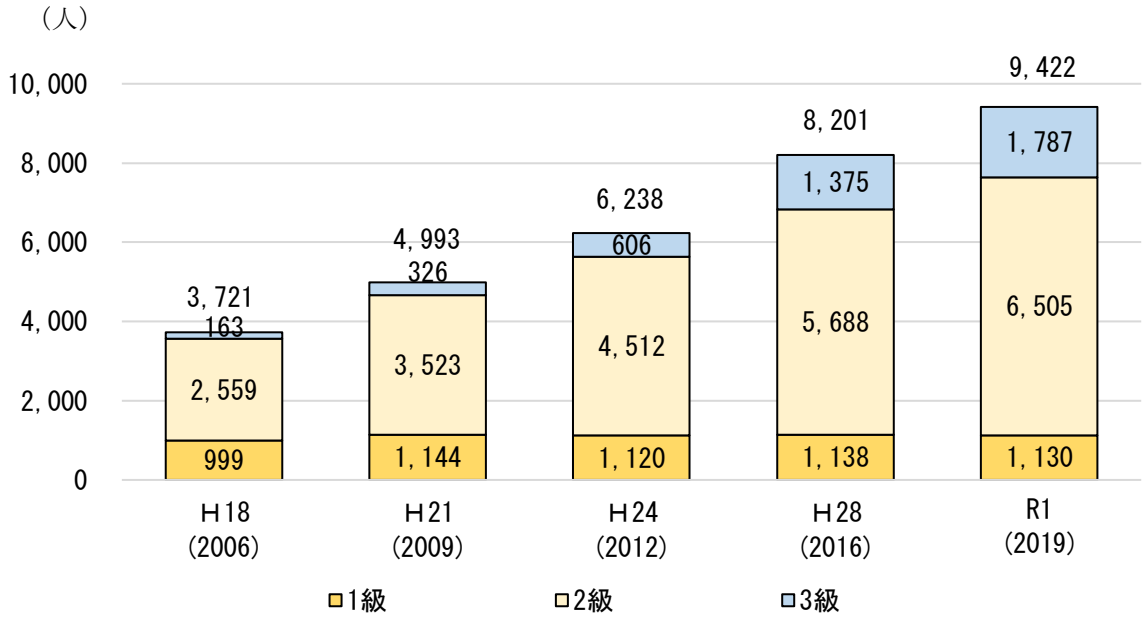

単位：人

年度	H18 (2006)	H21 (2009)	H24 (2012)	H28 (2016)	R1 (2019)
1 級	999	1,144	1,120	1,138	1,130
2 級	2,559	3,523	4,512	5,688	6,505
3 級	163	326	606	1,375	1,787
合計	3,721	4,993	6,238	8,201	9,422

※各年度末時点

（２）年齢構成別の手帳所持者の推移

単位：人

年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
18 歳未満	84	113	106	123	130
18 歳以上	7,844	8,088	8,514	8,795	9,292
合計	7,928	8,201	8,620	8,918	9,422

※各年度末時点

（３）精神科医療機関の入院者、通院者の推移

令和元年度（2019 年度）の入院者は 2,810 人となっており、平成 30 年度（2018 年度）と比較すると 11 人減少しています。

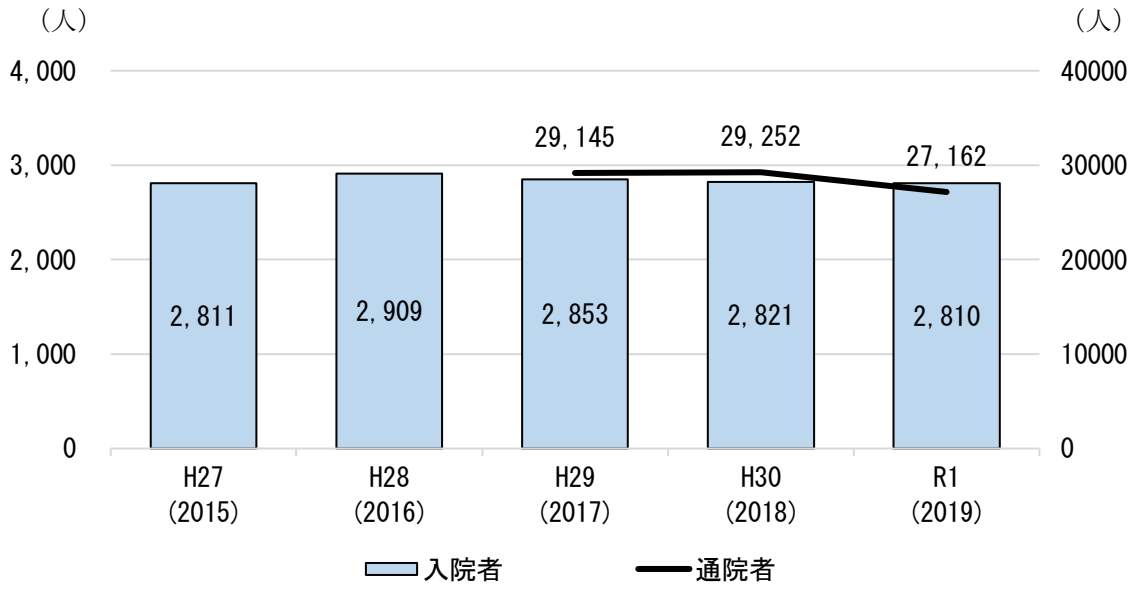

単位：人

年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
入院者※1	2,811	2,909	2,853	2,821	2,810
通院者※2	27,658	30,692	－	－	－
精神科病院月報 （平成 30 年度精神科病床を有する病院 20 カ所）※3			29,145	29,252	27,162

※1　各年 6 月 30 日現在

※2　各年 6 月の 1 ヶ月間の外来受診患者実人数

※3　平成 29 年より 630 調査項目変更

５．発達障がい者支援センター相談支援件数

熊本市発達障がい者支援センターは、平成 24 年度（2012 年度）から設置をしています。相談支援件数は、平成 30 年度（2018 年度）までは増加傾向にありましたが、令和元年度（2019 年度）は 3,563 人となっており、平成 30 年度（2018 年度）と比較すると 282 件減少しています。

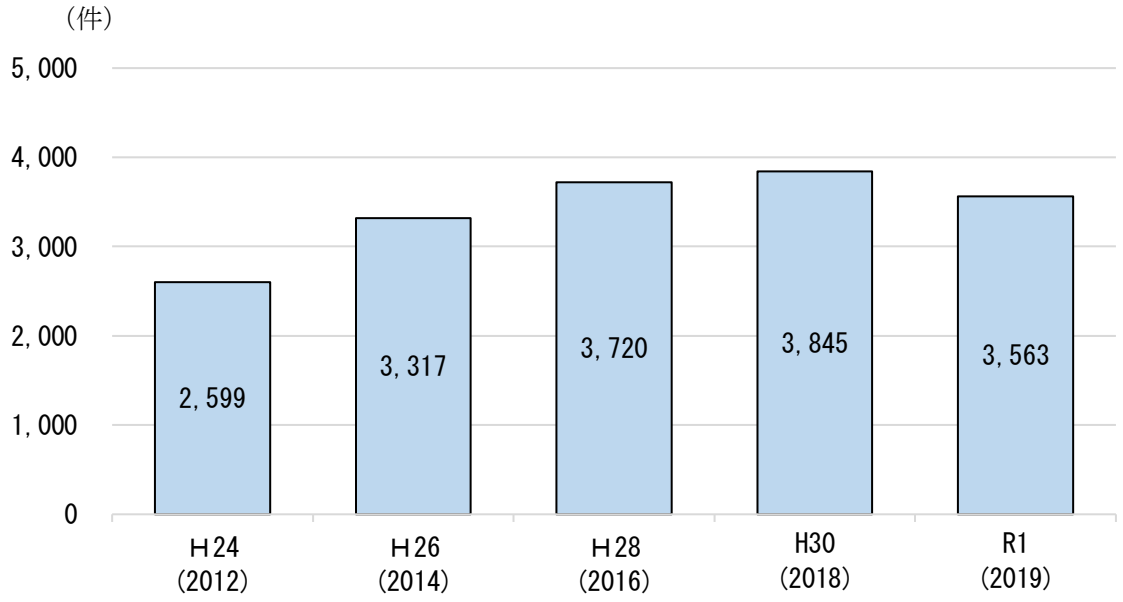

単位：件

年度	H24 (2012)	H26 (2014)	H28 (2016)	H30 (2018)	R1 (2019)
相談支援件数（延べ）	1,703	1,889	3,317	3,845	3,563

※各年度末時点

６．特定医療費（指定難病）受給者証所持者数

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる「難病」のうち、厚生労働省が定める疾患を「指定難病」といいます。治療費の一部または全部を公費で負担する指定難病医療費助成制度があり、対象者には特定医療費（指定難病）受給者証が交付されます。

また、難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）に基づき、平成 27 年（2015 年）1 月に特定疾患研究治療事業から指定難病医療費助成制度へと移行し、医療費助成の対象疾病数が逐次拡大されてきました。

令和元年度（2019 年度）の特定医療費（指定難病）受給者証所持者数は、5,967 人となっており、平成 30 年度（2018 年度）と比較すると 265 人増加しています。

平成 26 年（2014 年）12 月 31 日までに旧制度（特定疾患治療研究事業）にて認定されていた患者に対し、難病法移行後も平成 27 年（2015 年）1 月 1 日から平成 29 年（2017 年）12 月 31 日までの 3 年間において経過措置が設けられていました。しかし、経過措置終了後の新制度における重症度を含む医学的審査により、医療費助成の認定基準を満たさず認定されなかったため、平成 29 年度（2017 年度）において受給者証所持者数が減少しています。

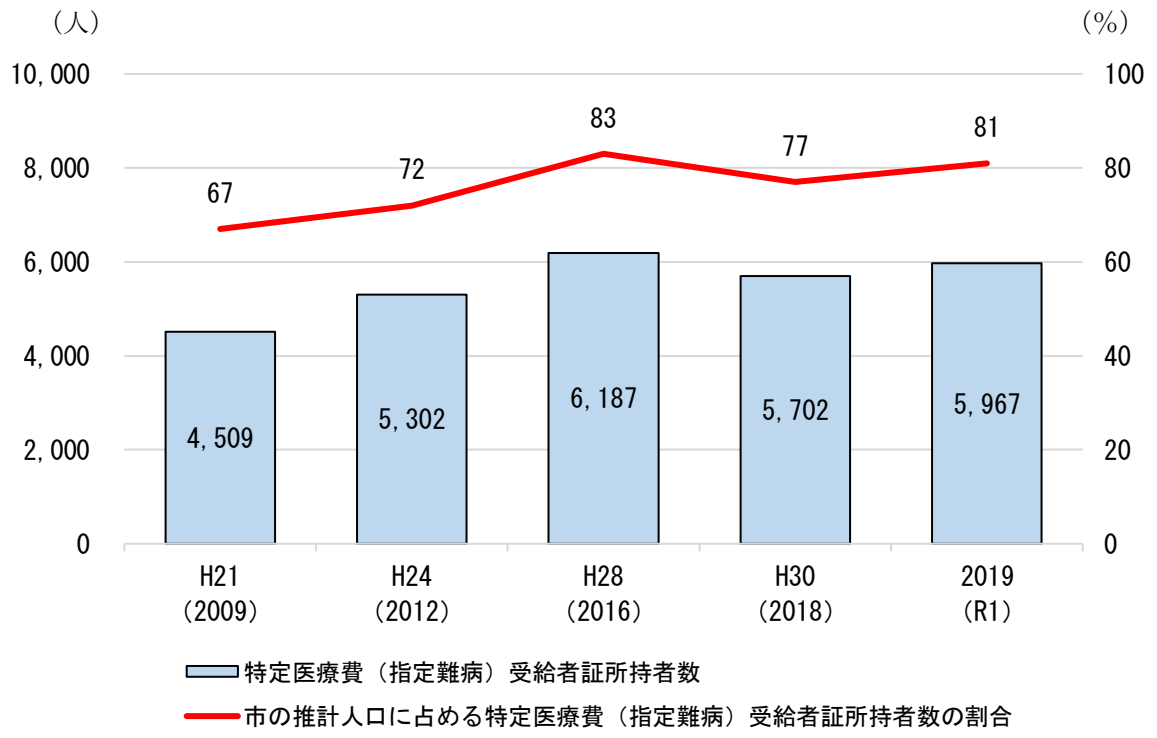

年度	H21 (2009)	H24 (2012)	H28 (2016)	H30 (2018)	R1 (2019)
特定医療費（指定難病）受給者証所持者数（人）	4,509	5,302	6,187	5,702	5,967
市の推計人口に占める特定医療費（指定難病）受給者証所持者数の割合（%）	67	72	83	77	81

※各年度末現在

＜難病法に基づき厚生労働省が定める指定難病＞

平成 27 年（2015 年）1 月から 110 疾病、平成 27 年（2015 年）7 月から 306 疾病、平成 29 年（2017 年）4 月から 330 疾病、平成 30 年（2018 年）4 月から 331 疾病、令和元年（2019 年）7 月から 333 疾病。なお、「厚生科学審議会疾病対策部会指定難病検討委員会」において検討を行い、その検討結果を踏まえ、順次、対象疾病の追加指定が行われることとしている。

＜障害者総合支援法の対象となる疾病＞

平成 27 年（2015 年）1 月から 151 疾病、平成 27 年（2015 年）7 月から 332 疾病、平成 29 年（2017 年）4 月から 358 疾病、令和 2 年（2020 年）7 月から 361 疾病。なお、「障害保健福祉部障害者総合支援法対象疾病検討会」において、疾病の要件や対象疾病の検討を行うこととしている。

7．障害福祉サービス支給決定者数

障害福祉サービスの支給決定者数及び実利用者数の推移を見ると、いずれも増加傾向にあり、5 年間で約 1.1 倍となっています。

また、障害児通所支援の支給決定者数及び実利用者数の推移も増加傾向にあり、5 年間で利用決定者数、実利用者数はともに約 2.5 倍となっています。

(1) 障害福祉サービス

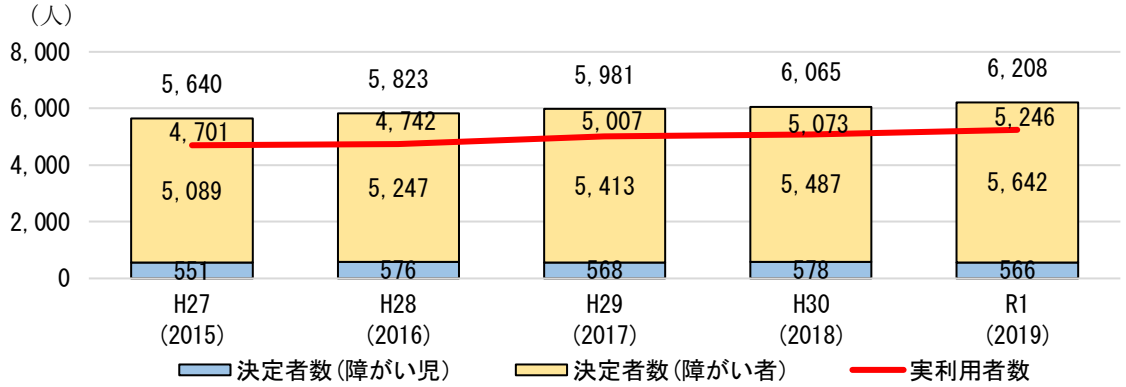

単位：人

年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
実利用者数	4,701	4,742	5,007	5,073	5,246
支給決定者数（障がい者）	5,089	5,247	5,413	5,487	5,642
支給決定者数（障がい児）	551	576	568	578	566
支給決定者数（合計）	5,640	5,823	5,981	6,065	6,208

※各年 7 月時点

(2) 障害児通所支援

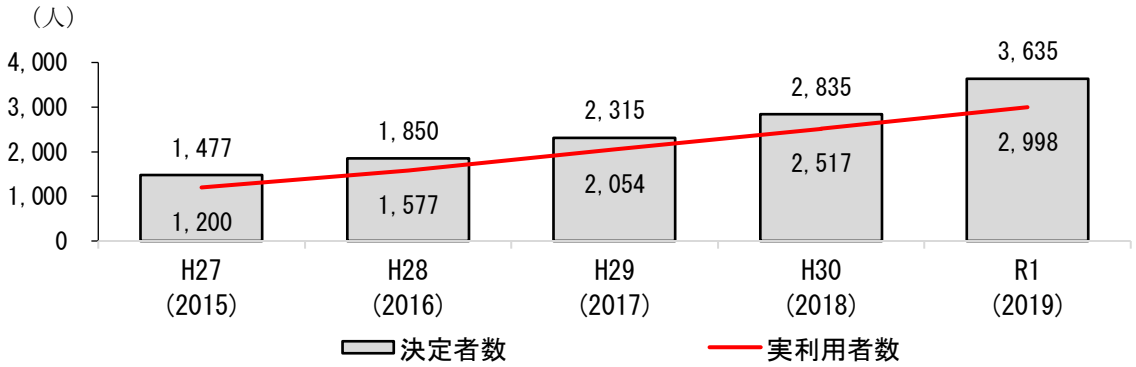

単位：人

年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)
実利用者数	1,200	1,577	2,054	2,517	2,998
支給決定者数	1,477	1,850	2,315	2,835	3,635

※各年 7 月時点

８．障がい保健福祉施策関連事業費

本市の障がい保健福祉施策関連の事業費は、障がい者数の増加に伴ってサービスの利用が年々増加しており、令和元年度（2019 年度）と平成 30 年度（2018 年度）を比較すると約 14 億円増加しています。

その主な要因としては、事業所数の増加に伴う障がい児支援サービスの利用者数の増加や日中活動系サービスの利用者数の増加が挙げられます。

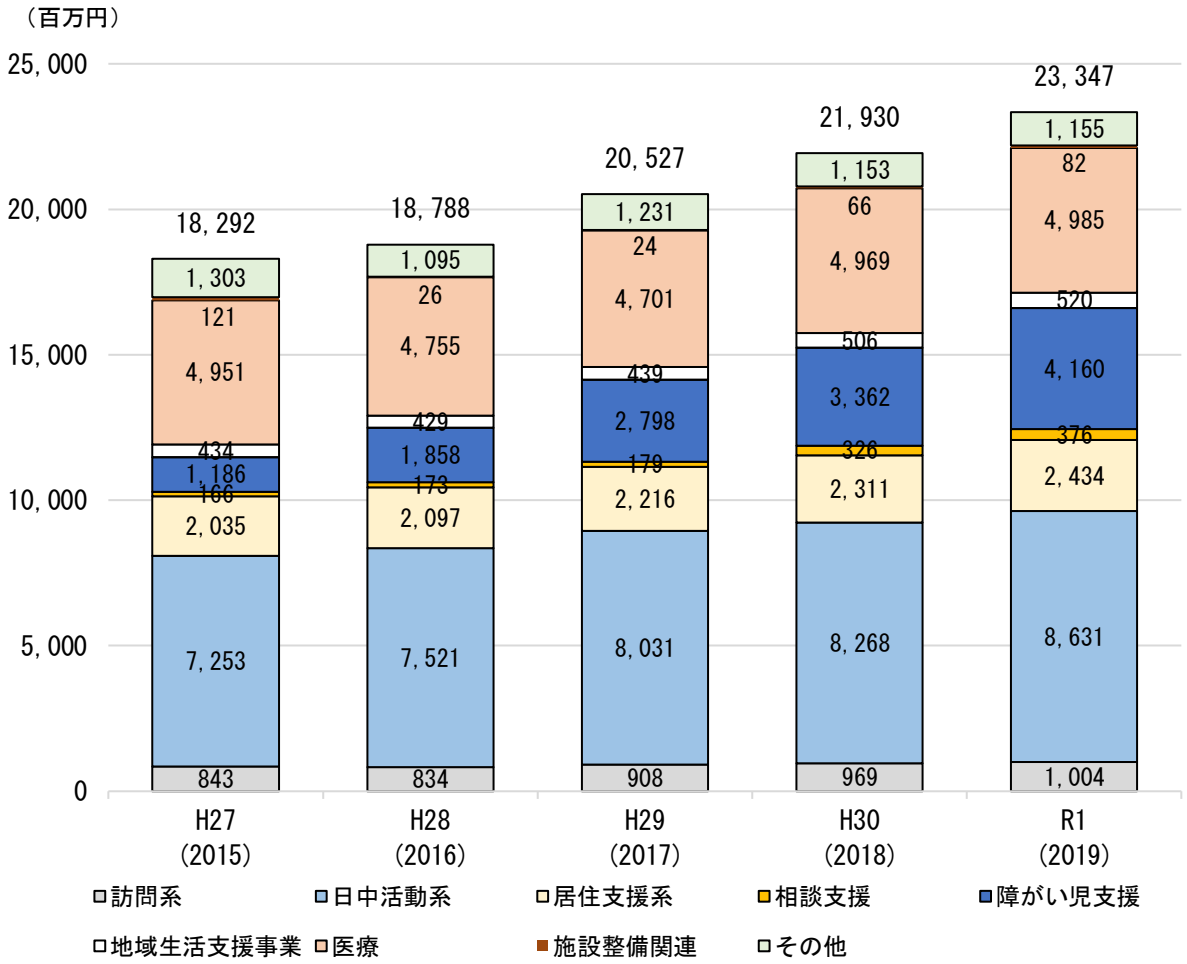

単位：百万円

年度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	H30（2018）→R1（2019）
訪問系	843	834	908	969	1,004	35
日中活動系	7,253	7,521	8,031	8,268	8,631	363
居住支援系	2,035	2,097	2,216	2,311	2,434	123
相談支援	166	173	179	326	376	50
障がい児支援	1,186	1,858	2,798	3,362	4,160	798
地域生活支援事業	434	429	439	506	520	14
医療	4,951	4,755	4,701	4,969	4,985	16
施設整備関連	121	26	24	66	82	16
その他	1,303	1,095	1,231	1,153	1,155	2
合計	18,292	18,788	20,527	21,930	23,347	1,417

９．障害福祉サービス等の状況

(1) 障害福祉サービス等の状況

本市が行っている障害福祉サービス等は、障害者総合支援法による「障害福祉サービス」と「地域生活支援事業」、児童福祉法による「障害福祉サービス」で構成されています。

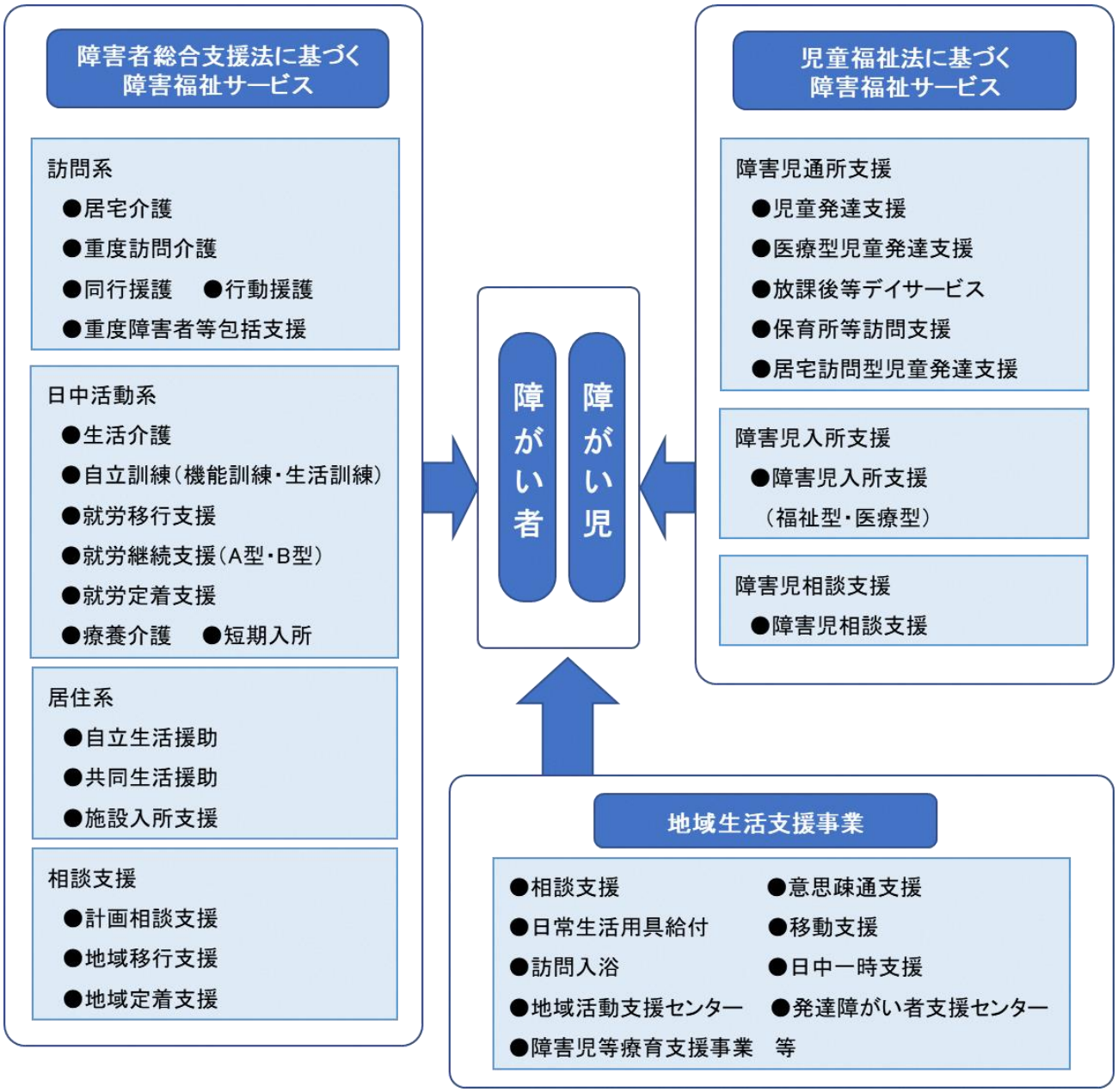

(2) 事業所指定の状況

本市の障害福祉サービス事業所は、障がい者数及びサービスの利用が年々増加していることに伴って、令和元年（2019 年）と令和 2 年（2020 年）を比較すると 68 件増加しています。

その主な要因としては、障害児通所サービスの利用者の増加に伴う事業所数の増加が挙げられます。

施設種別等	平成 29（2017）事業所数	平成 30（2018）事業所数	令和元（2019）事業所数（B）	令和 2（2020）事業所数（A）	増減数 A−B
訪問系サービス　計	125	121	117	122	5
居宅介護・重度訪問介護	84	82	80	84	4
同行援護	38	36	33	33	0
行動援護	3	3	4	5	1
日中活動系サービス　計	193	203	229	239	10
生活介護	39	40	42	44	2
自立訓練（機能訓練）	3	3	3	3	0
自立訓練（生活訓練）	10	9	11	10	−1
就労移行支援	23	24	26	24	−2
就労継続支援Ａ型	49	52	56	58	2
就労継続支援Ｂ型	48	53	59	65	6
就労定着支援（H30～）		0	9	12	3
療養介護	1	1	1	1	0
短期入所	20	21	22	22	0
居住系・入所系サービス　計	63	64	68	72	4
自立生活援助（H30～）		0	2	2	0
共同生活援助	49	50	52	56	4
施設入所支援	14	14	14	14	0
小計	381	388	414	433	19
障害児通所サービス　計	127	171	208	250	42
児童発達支援	41	57	69	79	10
居宅訪問型児童発達支援		0	1	1	0
放課後等デイサービス	81	107	125	152	27
保育所等訪問支援	5	7	13	18	5
障害児入所サービス　計	4	4	4	4	0
福祉型障害児入所施設	3	3	3	3	0
医療型障害児入所施設	1	1	1	1	0
小計	131	175	212	254	42
相談支援　計	117	124	145	152	7
一般相談支援	25	26	28	27	−1
特定相談支援	50	53	65	68	3
障害児相談支援	42	45	52	57	5
小計	117	124	145	152	7
合計	629	687	771	839	68

※各年 4 月 1 日現在
※年度中増減数には新規申請のほか、事業廃止等による減も含む

第３章　令和５年度（2023 年度）の成果目標

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、次の数値目標を設定します。目標値の設定にあたっては、国の基本指針に即し、本市の実情に応じて設定します。

１．福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和元年度（2019 年度）末時点の施設入所者を基準として、令和 5 年度（2023 年度）末において地域生活に移行する人の数について目標値を設定します。

また、地域生活への移行を推進する観点から、施設入所者の減少に関する目標値も設定します。

（１） 障害者支援施設から地域生活への移行者数

国の基本指針	令和元年度（2019 年度）末時点の施設入所者数の 6%以上が令和 5 年度（2023 年度）までに地域生活へ移行する。

＜熊本市の目標＞

令和 5 年度（2023 年度）目標値	47 人（累計）

■目標設定の考え方

国の基本指針をふまえ、令和元年度（2019 年度）末時点の施設入所者数（784 人）の 6%を設定します。

（２） 施設入所者数

国の基本指針	令和 5 年度（2023 年度）の施設入所者数を令和元年度（2019 年度）末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減する。

＜熊本市の目標＞

令和元年度（2019 年度）基準値	784 人
令和 5 年度（2023 年度）目標値	771 人

■目標設定の考え方

国の基本指針をふまえ、令和 5 年度（2023 年度）の施設入所者数を令和元年度（2019 年度）末時点の施設入所者数から 1.6%削減した人数を設定します。

２．地域生活支援拠点等が有する機能の充実【新】

障がいのある方の地域生活を支援する多様な機能を集約した地域生活支援拠点を整備します。

本市では、障がい者の高齢化・重度化、その家族の高齢化や「親亡き後」等を見据えて、地域における居住支援の機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、地域の体制づくり等）の強化に取り組みます。

また、本市が業務を委託する「熊本市障がい者相談支援センター」を地域生活支援拠点の中核として位置づけ、地域の関係機関等との連携強化に向けた取組み等を推進します。

国の基本指針	令和５年度（2023 年度）末までに、各市町村又は各圏域に１つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年１回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

＜熊本市の目標＞

令和５年度（2023 年度）目標値	年１回

■目標設定の考え方

国の基本指針をふまえ、本市の地域生活支援拠点等の機能の充実のため、運用状況の検証、検討する会議の開催数として設定します。毎年、熊本市障がい者自立支援協議会の中で運用状況の検証等を行い、今後の方向性等について検討を行います。

３．福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和５年度（2023 年度）中に一般就労に移行する人の数について目標値を設定します。

また、この目標を達成するため、就労移行支援事業、就労継続支援Ａ型事業及びＢ型事業における移行者数及び就労定着支援事業の利用者数等にかかる目標値等も設定します。

(1) 就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数

国の基本指針	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和５年度（2023 年度）における一般就労に移行する者を令和元年度（2019 年度）実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。

＜熊本市の目標＞

令和元年度（2019 年度）基準値	140 人
令和５年度（2023 年度）目標値	179 人

■目標設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、令和元年度（2019 年度）の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数（140 人）の 1.27 倍を設定します。

(2) 就労移行支援事業、就労継続支援Ａ型事業及びＢ型事業の一般就労への移行者数【新】

① 就労移行支援事業における移行者数

国の基本指針	就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和５年度（2023 年度）の一般就労への移行実績が令和元年度（2019 年度）の実績の 1.30 倍以上とすることを基本とする。

＜熊本市の目標＞

令和元年度（2019 年度）基準値	93 人
令和５年度（2023 年度）目標値	121 人

■目標設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、令和元年度（2019 年度）の就労移行支援事業における移行者数（93 人）の 1.30 倍を設定します。

② 就労継続支援A型事業及びB型事業における移行者数

国の基本指針	就労継続支援事業については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であることに鑑み、令和5年度（2023年度）一般就労への移行実績を令和元年度（2019年度）実績のA型事業については概ね1.26倍以上、B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。

ア 就労継続支援A型

＜熊本市の目標＞

令和元年度（2019年度）基準値	42人
令和5年度（2023年度）目標値	53人

■目標設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、令和元年度（2019年度）の就労継続支援A型事業における移行者数（42人）の1.26倍を設定します。

イ 就労継続支援B型

＜熊本市の目標＞

令和元年度（2019年度）基準値	4人
令和5年度（2023年度）目標値	5人

■目標設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、令和元年度（2019年度）の就労継続支援B型事業における移行者数（4人）の1.23倍を設定します。

(3) 就労定着支援事業の利用者数等【新】

① 就労定着支援事業の利用者数

国の基本指針	令和5年度（2023年度）における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

＜熊本市の目標＞

令和5年度（2023年度）目標値	125人

■目標設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、令和5年度（2023年度）の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の目標値（179人）のうち7割を設定します。

② 就労定着支援事業所ごとの就労定着率

国の基本指針	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを基本とする。

＜熊本市の目標＞

令和 5 年度（2023 年度）目標値	70.0%

■目標設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、就労定着支援事業所のうち、令和 5 年度（2023 年度）末時点の就労定着率が 8 割以上の事業所数の割合を 7 割以上と設定します。

４．障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児支援の提供体制の整備等を推進するため、重層的な地域支援体制の構築及び重症心身障がい児等への支援体制の確保に関する令和５年度（2023 年度）末までの目標値として、児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援を実施できる体制の構築、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数及び放課後等デイサービス事業所数に関する目標を設定します。

また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置等の目標を設定します。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

① 児童発達支援センターの設置

国の基本指針	令和５年度（2023 年度）末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも１カ所以上設置することを基本とする。

＜熊本市の目標＞

令和元年度（2019 年度）基準値	３ヵ所
令和５年度（2023 年度）目標値	５ヵ所

■目標設定の考え方

令和元年度末（2019 年度）では３ヵ所設置であるが、令和５年度末（2023 年度）までに５ヵ所（各区１ヵ所）の設置を設定します。

② 保育所等訪問支援を実施できる事業所数

国の基本指針	令和５年度（2023 年度）末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

＜熊本市の目標＞

令和元年度（2019 年度）基準値	17 ヵ所
令和５年度（2023 年度）目標値	現状維持

■目標設定の考え方

令和元年度（2019 年度）末では 17 ヵ所設置であるが、利用状況をふまえて令和５年度末（2023 年度）は現状維持（17 ヵ所）として設定します。

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針	令和5年度（2023年度）末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。

① 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数

＜熊本市の目標＞

令和元年度（2019年度）基準値	8ヵ所
令和5年度（2023年度）目標値	現状維持

■目標設定の考え方

令和元年度（2019年度）末では8ヵ所設置であるが、利用状況をふまえて令和5年度（2023年度）末は現状維持（8ヵ所）として設定します。

② 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所

＜熊本市の目標＞

令和元年度（2019年度）基準値	9ヵ所
令和5年度（2023年度）目標値	12ヵ所

■目標設定の考え方

令和元年度末（2019年度）では9ヵ所設置であるが、令和5年度末（2023年度）までに12ヵ所（各区1ヵ所）の設置を設定します。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

① 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の基本指針	令和5年度（2023年度）末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

＜熊本市の目標＞

令和5年度（2023年度）目標値	設置（継続）

■目標設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、熊本市重症心身障がい児在宅支援ネットワーク会議において、引き続き医療的ケア児支援のための協議を行います。

② 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置【新】

国の基本指針	令和５年度（2023 年度）末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

＜熊本市の目標＞

令和元年度（2019 年度）基準値	０人
令和５年度（2023 年度）目標値	５人

■目標設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、令和５年度（2023 年度）末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを各行政区に１人配置します。

５．相談支援体制の充実・強化等【新】

令和５年度（2023 年度）末までに、障がいのある方が身近な地域で質の高い相談支援を受けられるように、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保等について目標値を設定します。

国の基本指針	令和５年度（2023 年度）末までに、各市町村または各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。 ※ 各市町村は、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数の見込みを設定する。

(1)　総合的・専門的な相談支援の実施

＜熊本市の目標＞

令和５年度（2023 年度）目標値	34,000 件

■目標設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、令和５年度（2023 年度）の熊本市障がい者相談支援センター（9ヵ所）の相談支援件数を設定します。

(2)　地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言

＜熊本市の目標＞

令和５年度（2023 年度）目標値	100 件

■目標設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、令和５年度（2023 年度）の熊本市障がい者相談支援センターが相談支援事業者に対して実施する後方支援の件数を設定します。

(3)　地域の相談支援事業者の人材育成の支援

＜熊本市の目標＞

令和５年度（2023 年度）目標値	10 回

■目標設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、令和５年度（2023 年度）の熊本市障がい者相談支援センターが実施する研修の回数を設定します。

(4)　地域の相談機関との連携強化の取組

＜熊本市の目標＞

令和 5 年度（2023 年度）目標値	20 回

■目標設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、令和 5 年度（2023 年度）の障がい者相談支援センターが開催する区障がい福祉ネットワーク会議の回数を設定します。

６．障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新】

令和５年度（2023 年度）末までに、障がい福祉サービス等に係る各種研修を活用するなど、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築等について目標値を設定します。

国の基本指針	令和５年度（2023 年度）末までに、障害福祉サービス等の向上させるための取組を実施する体制を構築する。 ・都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修を活用する体制を構築することを基本とする。 ・障害者自立支援給付審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制を構築することを基本とする。 ・都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制を構築することを基本とする。

（1）障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

＜熊本市の目標＞

令和５年度（2023 年度）目標値	活用する

■目標設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修や市町村職員に対する研修等に参加します。

（2）障害者自立支援給付審査支払等システム等による審査結果の共有

＜熊本市の目標＞

令和５年度（2023 年度）目標値	共有する

■目標設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析し、その結果について事業所に周知するとともに、熊本連携中枢都市圏の枠組みにおいて関係自治体と情報共有を図る場を設けます。

（3）指導監査結果の関係市町村との共有

＜熊本市の目標＞

令和 5 年度（2023 年度）目標値	共有する

■目標設定の考え方

国の基本指針を踏まえ、本市が実施する指定障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の結果を実地指導や集団指導に活用するとともに、関係自治体と情報共有します。

第４章　障害福祉サービスの必要量の見込み

障害福祉サービスの必要量の見込みに際しては、国の基本指針に即し、本市における過去の利用実績からの伸び、特別支援学校や当事者アンケート調査等により見込量を算出します。

１．訪問系サービスの見込量

〇サービスの概要

サービスの名称	内容
居宅介護	自宅で入浴や排泄、食事の介護、家事における支援等を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり、常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、外出時同行し、必要な情報の提供や移動の支援を行います。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で、常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に行います。

■　必要量見込みに関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に訪問系サービスの利用が見込まれる者の数、平均的な１人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込み量における推計方法

それぞれのサービスごとに、直近の伸び、障がい者のニーズ、一人当たりの平均利用時間数等を勘案して、利用者数及び利用量の見込みを算出する。

＜訪問系サービスの実績と見込み＞

	単位	第５期実績			第６期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
利用者数	人/月	1,048	1,071	1,086	1,103	1,120	1,138
サービス量	時間/月	23,881	23,920	25,286	26,101	26,914	27,863

※令和２年度（2020 年度）は実績見込み

＜利用者数の内訳＞ （人/月）

サービス名	第５期実績			第６期見込量		
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
居宅介護	804	823	834	845	856	867
重度訪問介護	94	95	100	105	110	116
同行援護	136	139	140	141	142	143
行動援護	14	14	12	12	12	12
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
利用者数（計）	1,048	1,071	1,086	1,103	1,120	1,138
４月１日時点の事業所数	121	117	122			

※令和２年度（2020 年度）は実績見込み

＜サービス量の内訳＞ （時間/月）

サービス名	第５期実績			第６期見込量		
	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
居宅介護	9,241	9,138	9,424	9,549	9,673	9,797
重度訪問介護	12,392	12,410	13,480	14,154	14,828	15,637
同行援護	2,060	2,188	2,198	2,214	2,229	2,245
行動援護	188	184	184	184	184	184
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
サービス量（計）	23,881	23,920	25,286	26,101	26,914	27,863

※令和２年度（2020 年度）は実績見込み

訪問系サービス見込み量等の確保のための方策

○　訪問系サービスは、利用者の生活に直結し、必要不可欠なものであるため、良質な人材確保のため、適正な報酬単価の設定について国へ働きかけるほか、集団指導や実地指導等の機会をとらえて処遇改善加算等の取得を促進します。

２．日中活動系サービスの見込量

（１）生活介護

サービスの概要	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴や排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行います。

■　必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に生活介護の利用が見込まれる者の数、平均的な１人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び、特別支援学校卒業予定者の利用意向等から、利用者数の見込みを算出し、その数値に、1ヵ月当たりの平均利用日数（19.4日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

＜生活介護の実績と見込み＞

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
利用者数	人/月	1,409	1,452	1,475	1,498	1,521	1,544
サービス量	人日/月	27,238	28,131	28,615	29,061	29,507	29,954
4月1日時点の事業所数		40	42	44			

※令和2年度（2020年度）は実績見込み

（２）自立訓練（機能訓練）

サービスの概要	地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のために支援が必要な人に対して、一定期間、身体機能のリハビリテーション等を行います。

■　必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、平均的な１人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び等から、利用者数の見込みを算出し、その数値に、1ヵ月当たりの平均利用日数（14.3 日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

＜自立訓練（機能訓練）の実績と見込み＞

	単位	第 5 期実績			第 6 期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
利用者数	人/月	20	20	22	25	28	31
サービス量	人日/月	281	316	315	358	400	443
4 月 1 日時点の事業所数		3	3	3			

※令和 2 年度（2020 年度）は実績見込み

（３）自立訓練（生活訓練）

サービスの概要	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のために支援が必要な人に対して、一定期間、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援等を行います。

■　必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立訓練（生活訓練）の利用が見込まれる者の数、平均的な１人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び、特別支援学校卒業予定者の利用意向等から、利用者数の見込みを算出し、その数値に、1ヵ月当たりの平均利用日数（16.1日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

＜自立訓練（生活訓練）の実績と見込み＞

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
利用者数	人/月	66	86	98	112	128	146
サービス量	人日/月	1,060	1,270	1,578	1,803	2,061	2,351
4月1日時点の事業所数		9	11	10			

※令和2年度（2020年度）は実績見込み

（４）就労移行支援

サービスの概要	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。

■　必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労移行支援事業の利用が見込まれる者の数、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数、特別支援学校卒業者、休職者で復職を希望する者等新たに就労移行支援事業の対象者と見込まれる者の数、平均的な１人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び、特別支援学校卒業予定者の利用意向等から、利用者数の見込みを算出し、その数値に、1ヵ月当たりの平均利用日数（16.5 日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

＜就労移行支援の実績と見込み＞

	単位	第 5 期実績			第 6 期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
利用者数	人/月	185	196	212	229	247	267
サービス量	人日/月	3,109	3,193	3,498	3,779	4,076	4,406
4 月 1 日時点の事業所数		24	26	24			

※令和 2 年度（2020 年度）は実績見込み

（５）就労継続支援（A 型）

サービスの概要	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。 ※A 型（雇用型）は、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかなかった人や離職者等に対して、事業所内での雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労への移行支援等を行います。

■　必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援 A 型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援 A 型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な 1 人当たり利用量、地域の雇用情勢等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び、特別支援学校卒業予定者の利用意向等から、利用者数の見込みを算出し、その数値に、1 ヵ月当たりの平均利用日数（19.5 日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

＜就労継続支援（A 型）の実績と見込み＞

	単位	第 5 期実績			第 6 期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
利用者数	人/月	1,033	1,002	967	932	897	862
サービス量	人日/月	20,189	19,602	18,857	18,174	17,492	16,809
4 月 1 日時点の事業所数		52	56	58			

※令和 2 年度（2020 年度）は実績見込み

（６）就労継続支援（B 型）

サービスの概要	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。 ※B 型（非雇用型）は、就労移行支援事業を利用したが企業等の雇用に結びつかない人や一定の年齢に達している人等に対して、就労機会の提供等を行います（雇用契約は締結しない）。

■　必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に就労継続支援 B 型の利用が見込まれる者の数、就労継続支援 B 型の利用者の一般就労への移行者数、平均的な 1 人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

設定に当たっては、区域内の就労継続支援Ｂ型事業所における工賃（事業所が、利用者に対して、事業収入から事業に必要な経費を控除して支払う金額をいう。）の平均額について、区域ごとの目標水準を設定することが望ましい。

■　第６期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び、特別支援学校卒業予定者の利用意向等から、利用者数の見込みを算出し、その数値に、1 ヵ月当たりの平均利用日数（19.5 日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

＜就労継続支援（B 型）の実績と見込み＞

	単位	第 5 期実績			第 6 期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
利用者数	人/月	1,162	1,245	1,318	1,391	1,464	1,537
サービス量	人日/月	19,706	20,923	22,406	23,647	24,888	26,129
4 月 1 日時点の事業所数		53	59	65			

※令和 2 年度（2020 年度）は実績見込み

（７）就労定着支援

サービスの概要	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人に、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族等の連絡調整等の支援を行います。

■　必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、福祉施設の利用者の一般就労への移行者数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

成果目標にて、令和 5 年度（2023 年度）の利用者が 125 人に到達するとし、毎年平均 18～19 人の利用者が増加すると見込む。

＜就労定着支援の実績と見込み＞

	単位	第 5 期実績			第 6 期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
利用者数	人/月	5	51	70	89	107	125
4 月 1 日時点の事業所数		0	9	12			

※令和 2 年度（2020 年度）は実績見込み

（８）療養介護

サービスの概要	所定の障害支援区分を有し、医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話等を行います。

■　必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び、特別支援学校卒業予定者の利用意向等から、利用者数の見込みを算出し、その数値に、1ヵ月当たりの平均利用日数（30.3日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

＜療養介護の実績と見込み＞

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
利用者数	人/月	204	207	210	213	216	219
サービス量	人日/月	6,151	6,281	6,363	6,454	6,545	6,636
4月1日時点の事業所数		1	1	1			

※令和2年度（2020年度）は実績見込み

（９）－１　短期入所（ショートステイ）【福祉型】

サービスの概要	自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、短期間、夜間も含めて入浴、排泄、食事の介護等を行います。

■　必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な１人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び等から、利用者数の見込みを算出し、その数値に、1ヵ月当たりの平均利用日数（4.0日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

＜短期入所【福祉型】の実績と見込み＞

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
利用者数	人/月	226	230	248	267	288	310
サービス量	人日/月	896	920	992	1068	1152	1240
4月1日時点の事業所数		19	20	20			

※令和2年度（2020年度）は実績見込み

（９）－２　短期入所（ショートステイ）【医療型】

サービスの概要	自宅で介護する人が病気やレスパイトの場合等に、医療的ケアが必要な方に対して、短期間、夜間も含めて入浴、排泄、食事の介護、医療的ケアの提供等を行います。

■　必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に短期入所の利用が見込まれる者の数、平均的な１人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び等から、利用者数の見込みを算出し、その数値に、1ヵ月当たりの平均利用日数（4.5日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

＜短期入所【医療型】の実績と見込み＞

	単位	第5期実績			第6期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
利用者数	人/月	48	49	53	57	62	67
サービス量	人日/月	218	224	239	257	279	302
4月1日時点の事業所数		2	2	2			

※令和2年度（2020年度）は実績見込み

日中活動系サービス見込量等確保のための方策

○　就労継続支援B型、生活介護については、利用者数の増加が予想され、総量規制対象のサービスでもあるため、計画的に事業所の指定を行い、提供体制を確保していきます。

○　医療型短期入所についても利用者の増加が見込まれるため、補助事業等を活用し、提供体制の確保に努めます。

３．居住系サービスの見込量

（１）自立生活援助

サービスの概要	施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

■　必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に自立生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び率等から、利用者が毎年１名増加していくよう見込む。

＜自立生活援助の実績と見込み＞

	単位	第５期実績			第６期見込量		
		H30（2018）	R1（2019）	R2（2020）	R3（2021）	R4（2022）	R5（2023）
利用者数	人/月	0	2	2	3	4	5
４月１日時点の事業所数		0	2	2			

※令和２年度（2020 年度）は実績見込み

（２）共同生活援助（グループホーム）

サービスの概要	日中に就労や日中活動系サービスを利用している人に対し、地域の共同生活の場において、相談や入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活の援助を行います。

■　必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数、一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数、グループホームから退所する者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び、特別支援学校卒業予定者の利用意向等から、利用者数の見込みを算出する。

＜共同生活援助の実績と見込み＞

	単位	第５期実績			第６期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
利用者数	人/月	734	763	785	808	831	855
４月１日時点の事業所数		50	52	56			

※令和２年度（2020 年度）は実績見込み

（３）施設入所支援

サービスの概要	施設に入所する人に対して、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行います。

■　必要量見込に関する国の基本指針

令和元年度（2019 年度）末時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といった真に必要と判断される数を加えた数を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

当該利用者数の見込みの設定に当たっては、令和 5 年度（2023 年度）末において、令和元年度（2019 年度）末時点の施設入所者数の 1.6%以上を削減することとし、令和 2 年度（2020 年度）末において、障がい福祉計画で定めた、令和 2 年度（2020 年度）までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和 5 年度（2023 年度）末における施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とすることを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。

■　第６期計画の見込量における推計方法

成果目標にて、令和 5 年度（2023 年度）時点の施設入所者数の目標値を 771 人とし、毎年おおよそ均等に減少していくよう見込む。

＜施設入所支援の実績と見込み＞

	単位	第 5 期実績			第 6 期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
利用者数	人/月	776	778	776	774	772	771
4 月 1 日時点の事業所数		14	14	14			

※令和 2 年度（2020 年度）は実績見込み

居住系サービスの見込量等確保のための方策

○　障がい者の状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう適切なサービスの支給や住まいの確保に努めます。

○　福祉施設の入所者の地域生活への移行を推進する観点から、施設整備助成による日中サービス支援型グループホームの拡充や、自立生活援助への事業所の新規参入や利用促進を図ります。

４．相談支援の見込量

（１）計画相談支援

サービスの概要	障害福祉サービス利用の調整を必要とする人に対し、サービス等利用計画の作成を行います。

■　必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び等から、利用者数の見込みを算出する。

＜計画相談支援の実績と見込み＞

	単位	第５期実績			第６期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
利用者数	人/月	1,089	1,197	1,275	1,358	1,446	1,540
４月１日時点の事業所数		53	65	68			

※令和２年度（2020 年度）は実績見込み

（２）地域移行支援

サービスの概要	施設や病院から退所・退院する障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

■　必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、障がい者等のニーズ、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域移行支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

設定に当たっては、入所又は入院前の居住地を有する市町村が対象者数の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び等から、利用者数の見込みを算出する。

＜地域移行支援の実績と見込み＞

	単位	第５期実績			第６期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
利用者数	人/月	1	2	3	4	6	8
４月１日時点の事業所数		26	28	27			

※令和２年度（2020 年度）は実績見込み

（３）地域定着支援

サービスの概要	施設・病院からの退所・退院や家族からの独立等により単身生活に移行した人等に対して、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に相談等の支援を行います。

■　必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している者の数、単身世帯である障がい者の数、同居している家族による支援を受けられない障がい者の数、施設入所者の地域生活への移行者数、入院中の精神障がい者のうち地域生活への移行後に地域定着支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

地域移行支援利用の１年後に地域定着支援を利用すると想定し、見込みを算出する。

＜地域定着支援の実績と見込み＞

	単位	第５期実績			第６期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
利用者数	人/月	1	1	2	3	4	6
４月１日時点の事業所数		24	25	25			

※令和２年度（2020 年度）は実績見込み

相談支援見込量等確保のための方策

○　相談支援については、利用者の増加が見込まれることから、研修の実施主体である県とも連携をとりながら、サービス等利用計画の作成を行う事業者の拡充を図り、提供体制を整備します。

○　全ての指定事業所において適切な支援が提供できるよう、適正な報酬単価の設定について継続的に国へ働き掛けていきます。

○　障がい者相談支援センターによる後方支援の強化、実地指導や事業所指定等の場をとらえて相談支援事業への参入を勧奨するなどにより、事業者及び相談支援専門員の確保に努めます。

５．障害児通所支援の見込量

（１）児童発達支援

サービスの概要	障がい児に対して施設に通っての日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。

■　必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な１人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び等から、利用者数の見込みを算出し、その数値に、1ヵ月当たりの平均利用日数（7.2 日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

＜児童発達支援の実績と見込み＞

	単位	第 5 期実績			第 6 期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
利用者数	人/月	901	1,043	1,179	1,315	1,451	1,587
サービス量	人日/月	6,611	8,054	8,489	9,468	10,447	11,426
4 月 1 日時点の事業所数		57	69	79			

※令和 2 年度（2020 年度）は実績見込み

（２）医療型児童発達支援

サービスの概要	肢体不自由がある障がい児に対して、日常生活における基本動作の指導や集団生活への適応訓練及び治療を行います。

■　必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所や認定こども園、幼稚園等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に医療型児童発達支援の利用が見込まれる障がい児の数、平均的な１人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び等から、利用者数の見込みを算出し、その数値に、１ヵ月当たりの平均利用日数（2.9 日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

＜医療型児童発達支援の実績と見込み＞

	単位	第５期実績			第６期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
利用者数	人/月	2	2	2	2	2	2
サービス量	人日/月	6	5	6	6	6	6
４月１日時点の事業所数		0	0	0			

※令和２年度（2020 年度）は実績見込み

（３）居宅訪問型児童発達支援

サービスの概要	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。

■　必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、平均的な１人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

サービスが新設された平成 30 年度から、利用者がいない状況が続いているが、国から具体的な利用対象者が示されたため、毎年３人ずつ利用すると見込む。

＜居宅訪問型児童発達支援の実績と見込み＞

	単位	第５期実績			第６期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
利用者数	人/月	0	0	0	3	3	3
サービス量	人日/月	0	0	0	3	3	3
４月１日時点の事業所数		0	1	1			

※令和２年度（2020 年度）は実績見込み

（４）放課後等デイサービス

サービスの概要	就学している障がい児に対して授業終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進等を行います。

■　必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、放課後児童健全育成事業等での障がい児の受入状況、入所施設から退所した後に放課後等デイサービスの利用が見込まれる障がい児の数、平均的な１人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び等から、利用者数の見込みを算出し、その数値に、１ヵ月当たりの平均利用日数（12.7 日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

＜放課後等デイサービスの実績と見込み＞

	単位	第５期実績			第６期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
利用者数	人/月	1,639	1,933	2,237	2,541	2,845	3,149
サービス量	人日/月	21,040	24,917	28,410	32,271	36,132	39,992
４月１日時点の事業所数		107	125	152			

※令和２年度（2020 年度）は実績見込み

（５）保育所等訪問支援

サービスの概要	障がい児が通う保育所等を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

■　必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障がい児の受入又は利用状況、平均的な１人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び等から、利用者数の見込みを算出し、その数値に、１ヵ月当たりの平均利用日数（1.4 日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

＜保育所等訪問支援の実績と見込み＞

	単位	第５期実績			第６期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
利用者数	人/月	39	56	82	120	176	258
サービス量	人日/月	57	84	115	168	246	361
４月１日時点の事業所数		7	13	18			

※令和２年度（2020 年度）は実績見込み

障害児通所支援見込量等確保のための方策

○　障害児通所支援における利用量は他のサービスに比べても著しい増加が見込まれるため、必要な支援を受けることができるよう、療育の場の充実に努めます。

○　児童発達支援センター機能強化事業や実地指導等を通じ、療育の質の確保・向上を目指します。

○　放課後等デイサービスにおける重症心身障がい児を対象とする事業所の拡充を図るため、施設整備等の補助事業を活用するなどサービス提供の体制整備を図ります。

６．障害児相談支援の見込量

サービスの概要	障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする人に対し、障害児支援利用計画を作成します。

■　必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び等から、利用者数の見込みを算出する。

＜障害児相談支援の実績と見込み＞

	単位	第５期実績			第６期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
利用者数	人/月	731	839	954	1,085	1,234	1,403
４月１日時点の事業所数		45	52	57			

※令和２年度（2020 年度）は実績見込み

障害児相談支援見込量等確保のための方策

○　障害児相談支援については、利用者の増加が見込まれることから、研修の実施主体である県とも連携をとりながら、サービス等利用計画の作成を行う事業者の拡充を図り、提供体制を整備します。

○　全ての指定事業所において適切な支援が提供できるよう、適正な報酬単価の設定について継続的に国へ働き掛けていきます。

○　障がい者相談支援センターによる後方支援の強化、実地指導や事業所指定等の場をとらえて相談支援事業への参入を勧奨するなどにより、事業者及び相談支援専門員の確保に努めます。

７．障害児入所支援の見込量

（１）福祉型障害児入所施設

サービスの概要	療育の必要性が認められた障がい児に対し、障がいの特性に応じて保護、日常生活の指導、知識技能の付与の支援を行います。

■　必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

市内の福祉型障害児入所施設の第５期の利用者数の年平均で見込む。

＜福祉型障害児入所施設の実績と見込み＞

	単位	第５期実績			第６期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
利用者数	人/年	54	43	49	49	49	49
４月１日時点の事業所数		3	3	3			

※令和２年度（2020 年度）は実績見込み

（２）医療型障害児入所施設

サービスの概要	療育の必要性が認められた障がい児に対し、障がいの特性に応じて独立自活に必要な知識技能の付与の支援を行います。

■　必要量見込に関する国の基本指針

地域における児童の数の推移、現に利用している障がい児の数、障がい児等のニーズ、医療的ケア児のニーズ等を勘案して、利用児童数の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

市内の医療型障害児入所施設の第 5 期の利用者数の年平均で見込む。

＜医療型障害児入所施設の実績と見込み＞

	単位	第 5 期実績			第 6 期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
利用者数	人/年	45	39	42	42	42	42
4 月 1 日時点の事業所数		1	1	1			

※令和 2 年度（2020 年度）は実績見込み

障害児入所支援見込量等確保のための方策

○　障がい児が必要な支援をうけることができるように、受入可能な施設の確保に努めます。

８．医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援システム構築のためのキーパーソンとなる医療的ケア児等コーディネーターを配置します。

■　必要量見込に関する国の基本指針

地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

各行政区に１人配置として見込みを設定する。

＜医療的ケア児等コーディネーター配置人数の実績と見込み＞

	単位	第５期実績			第６期見込量		
		H30（2018）	R1（2019）	R2（2020）	R3（2021）	R4（2022）	R5（2023）
配置人数	人	0	0	0	5	5	5

※令和２年度（2020 年度）は実績見込み

コーディネーター配置数見込量等確保のための方策

○　医療的ケア児等コーディネーター養成研修を、今後も継続して年に１回開催し、専門的な人材の養成を図ります。

○　養成研修修了者に対して、実践を踏まえたさらに専門的な研修を実施し、５名の配置を目指します。

９．発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、令和 5 年度（2023 年度）までの見込量を以下のとおり設定します。

（１）発達障がい者支援地域協議会の開催数

■　必要量見込に関する国の基本指針

地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

地域における発達障がい者の支援体制に関する課題を共有し、連携の緊密化を図るための会議を年 1 回開催する。

	単位	第 5 期実績			第 6 期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
開催回数	回/年	1	1	1	1	1	1

※令和 2 年度（2020 年度）は実績見込み

（２）発達障がい者支援センターによる専門的な相談支援件数

■　必要量見込に関する国の基本指針

現状の相談件数、発達障がい者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障がい者支援センターによる相談支援が真に必要と判断される数を勘案して、相談件数の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

専門的な対応が必要な相談件数の直近の伸びから算出する。

	単位	第 5 期実績			第 6 期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
相談支援件数	件/年	3,845	3,563	3,500	3,400	3,350	3,300

※令和 2 年度（2020 年度）は実績見込み

（３）発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数

■　必要量見込に関する国の基本指針

現状の助言件数、発達障がい者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障がい者支援センターあるいは発達障がい者地域支援マネジャーの助言を必要とする数を勘案して、助言件数の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

事業所等からの施設運営に関する相談件数の令和元年度(2019 年度)実績から算出する。

	単位	第 5 期実績			第 6 期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
助言件数	件/年	53	51	52	53	54	55

※令和 2 年度（2020 年度）は実績見込み

（４）発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修会等開催回数

■　必要量見込に関する国の基本指針

現状の研修及び啓発件数を勘案し、個々の発達障がいの特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

外部講師や発達障がい者支援センター職員による関係施設及び関係機関に対する普及啓発及び研修と、地域住民向け講演会開催の令和元年度(2019 年度)実績から算出する。

	単位	第 5 期実績			第 6 期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
開催回数	回/年	54	100	30	100	100	100

※令和 2 年度（2020 年度）は実績見込み

（５）ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数【新】

■　必要量見込に関する国の基本指針

現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

現状のペアレントトレーニング及びペアレントプログラムの開催数と受講者数の実績を踏まえて算出する。

	単位	第５期実績（参考）			第６期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
受講者数	人/年	469	383	231	520	576	632

（６）ペアレントメンターの人数【新】

■　必要量見込に関する国の基本指針

現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

ペアレントメンターコーディネーターの養成を図るなどの、ペアレントメンターが活動するための体制を整備し、養成研修等を実施する。

	単位	第６期見込量		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
人数	人/年	0	0	3

（７）ピアサポートの活動への参加人数【新】

■　必要量見込に関する国の基本指針

現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障がい者等の数を勘案し、数の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

現状のピアサポートの活動状況や発達障がい者支援センターでの集団活動の実績をふまえて見込み数を算出する。

	単位	第５期実績（参考）			第６期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
参加人数	人/年	478	398	243	540	596	652

発達障がい者等に対する支援見込量等確保のための方策

○　発達障がい者支援地域協議会を開催し、発達障がい児者への支援に向けた関係機関との連携を図ります。

○　発達障がい者支援センターの職員の支援力を強化するために人材育成を計画的に行い、事業の遂行に努めます。

○　身近な地域で保護者を支援する体制を整えるために、計画的に支援者を育成し、支援プログラム等の普及を図ります。

１０．精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【新】

「精神障がいにも対応した地域包括システム」とは、精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい生活ができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムです。

保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有したうえで、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進します。

（１）保健・医療福祉関係者による協議の場の設置

第５期障がい福祉計画における成果目標であり、第５期障がい福祉計画の期間中に全地域における協議の場の設置が見込まれます。

地域アセスメントに基づいた課題抽出、地域における重層的な連携による支援体制の構築に係る協議の場の活動を推進していくため、市町村毎の協議の場の内容について見込みを設定します。

①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数

■　必要量見込に関する国の基本指針

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

直近の実績と令和２年度（2020 年度）からの精神障がい者地域移行支援部会（全体部会・区部会）開催計画を踏まえて見込み量を算出する。

	単位	第５期実績			第６期見込量		
		H30（2018）	R1（2019）	R2（2020）	R3（2021）	R4（2022）	R5（2023）
開催回数	回/年	11	9	11	15	15	15

※令和２年度（2020 年度）は実績見込み

②保健、医療（精神科、精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、担当者、家族等の関係者の参加者人数

■　必要量見込に関する国の基本指針

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごと（医療にあっては、精神科及び精神科以外の医療機関別）の参加者数の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

直近の実績と令和２年度（2020 年度）からの精神障がい者地域移行支援部会（全体部会・区部会）開催計画を踏まえて見込み量を算出する。

	単位	第５期実績			第６期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
参加人数	人/年	488	356	196	295	295	295

※令和２年度（2020 年度）は実績見込み

③保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数

■　必要量見込に関する国の基本指針

市町村ごとの保健、医療及び福祉関係者による協議の場 を通じて、重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、協議の場における目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

直近の実績と令和２年度（2020 年度）からの精神障がい者地域移行支援部会（全体部会・区部会）開催計画を踏まえて見込み量を算出する。

	単位	第５期実績			第６期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
評価実施回数	回/年	3	3	3	8	8	8

※令和２年度（2020 年度）は実績見込み

（２）ピアサポート活用に係る事業

障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、他の障害のある人の相談相手となったり、同じ仲間として社会参加や地域での交流、問題の解決等を支援したりする活動のことを「ピアサポート」、ピアサポートを行う人たちのことを「ピアサポーター」といいます。

精神科病院等に入院中の患者の地域移行や精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい者の視点を重視した支援を充実する観点や精神障がい者が自らの疾病や病状について正しく理解することを促す観点からピアサポーターを養成し、精神障がい者の退院に向けた相談・助言、院外活動に係る同行支援等でのピアサポーターの活用を推進するためピアサポート従事者見込みを設定します。

■　必要量見込に関する国の基本指針

市町村ごとのピアサポート従事者数の見込を設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

直近の実績を踏まえて見込み量を算出する。

	単位	第５期実績			第６期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
ピアサポート 従事者見込み数	人/年	25	31	21	25	25	25

※令和２年度（2020 年度）は実績見込み

（３）精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用者数

精神障がい者の障害福祉サービスの利用状況を把握し、基盤整備の過不足等について把握するため、令和５年度（2023 年度）までの見込み量を以下のとおり設定します。

■　必要量見込に関する国の基本指針

現に利用している精神障がい者の数、精神障がい者等のニーズ、入院中の精神障がい者のうちそれぞれのサービスの利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定する。

■　第６期計画の見込量における推計方法

平成 30 年度（2018 年度）及び令和元年度（2019 年度）の実利用者数のうちの精神障がい者の割合を算出し、令和元年度（2019 年度）以降の実利用者の見込み数に、当該割合を乗じて利用者数を見込む。

	単位	第５期実績			第６期見込量		
		H30（2018）	R1（2019）	R2（2020）	R3（2021）	R4（2022）	R5（2023）
地域移行支援利用者数	人/月	1	2	3	4	6	7
地域定着支援利用者数	人/月	1	1	2	3	4	6
共同生活援助利用者数	人/月	245	255	262	270	278	286
自立生活援助利用者数	人/月	0	1	1	2	2	3

※令和２年度（2020 年度）は実績見込み

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築見込み量等確保のための方策

○　精神保健福祉連絡協議会や精神障がい者地域移行支援部会（全体部会・区部会）等の保健、医療及び福祉関係者等による協議の場を定期的に開催し、精神障がい者の地域移行・地域定着に必要な地域体制の整備と関係機関の連携による重層的な支援体制の推進を図ります。

１１．子ども・子育て支援事業の提供体制の整備

子ども・子育て支援事業の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受入れについて定量的な見込みを設定します。

また、この見込みを踏まえ、保育所等訪問支援により障がい児の保育所等の受入れ促進を図るなど、子育て支援施策との緊密な連携により障がい児支援の体制づくりに積極的に取り組み、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進を図ります。

種別	実績						見込量		
	H30	（2018） 施設数 （箇所）	R1	（2019） 施設数 （箇所）	R2	（2020） 施設数 （箇所）	R3 （2021）	R4 （2022）	R5 （2023）
保育園	242 【53】	119 （64）	256 【83】	112 （59）	249 【89】	109 （65）	249 【75】	249 【75】	249 【75】
認定こども園	111 【21】	69 （36）	133 【54】	77 （39）	108 【45】	74 （40）	117 【40】	117 【40】	117 【40】
放課後児童 健全育成事業	323 【76】	143 （126）	370 【85】	153 （135）	307 【79】	170 （151）	338 【81】	340 【82】	340 【82】

※令和 2 年度（2020 年度）は実績見込み

※受入人数欄の【　】内は障害者手帳所持又は特別支援学級在籍者数

※施設数欄の（　）内は全施設のうち障がい児受入施設数

※保育所は認可外保育所は含まない。

第５章　地域生活支援事業の必要量の見込み

地域生活支援事業は、障がい者の地域における自立した日常生活又は社会生活を支援するため、地域の実情に応じた事業形態で市町村や都道府県が実施するものです。

本章では、各事業の現状を踏まえ、計画期間における見込みやその確保のための方策について記載しています。

１．理解促進・研修啓発事業

障がい者サポーター研修やワークショップ等の障がい者サポーター制度の運用や、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募し、市民に障がいへの理解の機会を提供します。また、障害者差別解消法の周知をはじめ、「ヘルプカード・ヘルプマーク」の普及など、市民の障がいへの理解に向けた取り組みを更に充実を図っていきます。

２．自発的活動支援事業

障がい者やその家族、地域住民、支援団体等が、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするために自発的に行う活動に対し、その活動費の一部を支援します。共生社会の実現に向けて、引き続き必要な支援を実施します。

３．相談支援事業

障がい者相談支援センターにおいて、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言等支援を行うとともに、障がい者等の権利擁護のための必要な援助を行います。

また、相談支援体制の強化のための取り組みとして、障がい者相談支援センターにおいて、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援の取組等を実施し、相談支援機能の強化を図っていきます。

＜相談支援事業の実績と見込み＞

	単位	第５期実績			第６期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
障がい者相談支援事業	カ所	9	9	9	9	9	9
基幹相談支援センター	設置の有無	検討	検討	検討	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業実	実施の有無	有	有	有	有	有	有

※令和２年度（2020 年度）は実績見込み

■ 第６期計画の見込量における推計方法

障がい者相談支援事業については、平成 27 年度（2015 年度）からの事業の委託化に伴い、障がい者相談支援センターを 9 ヵ所設置しており、令和 3 年度（2021 年度）からは基幹相談支援センターと位置づけ、障がい者の地域生活を支援する体制を強化し、地域の相談支援体制の充実を図る。

４．成年後見制度利用支援事業／成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の利用の有効性が認められ、かつ親族による支援が見込めない知的又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援するため申し立てに要する経費及び後見人の報酬の全部又は一部を助成します。

また、後見業務を適正に行うことができる市民後見人の養成を行い、法人後見事業実施団体に対する支援を行います。支援機関への制度の周知を適切に行い、知的・精神障がい者に対して支援を行います。また、法人後見事業実施団体と連携し、市民後見人の養成を図ります。

＜成年後見制度利用支援事業／成年後見制度法人後見支援事業の実績と見込み＞

	単位	第 5 期実績			第 6 期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
成年後見制度利用支援事業利用件数（申立費用助成）	人/年	12	17	15	18	18	18
成年後見制度利用支援事業利用件数（報酬助成）	人/年	22	26	32	33	38	43
成年後見制度法人後見支援事業（法人後見協力員数）	人/年	2	4	6	8	9	11

※令和 2 年度（2020 年度）は実績見込み

■ 第６期計画の見込量における推計方法

直近の実績及び伸び率等から、見込み量を算出する。

５．意思疎通支援事業

（１）手話通訳者設置事業

手話通訳者を各区役所に設置し、聴覚障がい者等の意思伝達の仲介を行います。

（２）手話通訳者派遣事業

聴覚障がい者等に対し、手話通訳者を派遣することにより、意思疎通の円滑化を図るとともに、聴覚障がい者等の社会参加を促進します。

（３）要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者等に対し、要約筆記者を派遣することにより、意思疎通の円滑化を図るとともに、聴覚障がい者等の社会参加を積極的に促進します。

（４）失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

失語症者に対し、失語症者向け意思疎通支援者を派遣することにより、意思疎通の円滑化を図るとともに、失語症者の社会参加を積極的に促進します。今後、対象者や需要の把握を行いつつ、実施について検討を行います。

意思疎通支援事業については、関係機関と連携しながら、引き続き提供体制の確保に努めるとともに、制度の周知広報を適切に行うことで聴覚障がい者等の円滑な意思の疎通を図ります。

＜意思疎通支援事業の実績と見込み＞

	単位	第５期実績			第６期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
手話通訳者設置事業	人	6	6	6	6	6	6
手話通訳者派遣事業	件/年	2,321	2,392	1,839	2,464	2,538	2,614
要約筆記者派遣事業	件/年	212	219	206	215	215	215
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	件/年	－	－	－	検討	検討	検討

※令和２年度（2020 年度）は実績見込み

■　第６期計画の見込量における推計方法

手話通訳者派遣については、平成 30 年度（2018 年度）から令和元年度（2019 年度）の利用の伸びを踏まえて見込量を算出する。

要約筆記者派遣については、平成 30 年度（2018 年度）から令和元年度（2019 年度）の実績の平均で見込量を算出する。

６．日常生活用具給付事業

日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等の給付を行う。市民に対してホームページ等で制度の周知を行い、申請受付・決定を行います。

＜日常生活用具給付事業の実績と見込み＞

	単位	第５期実績			第６期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
介護訓練支援用具	件/年	39	43	51	60	71	84
自立生活支援用具	件/年	107	116	111	106	101	96
在宅療養等支援用具	件/年	74	81	82	83	84	85
情報・意思疎通 支援用具	件/年	168	197	205	213	222	231
排泄管理支援用具	件/年	12,188	12,484	12,721	12,963	13,209	13,460
居宅生活動作補助道具 （住宅改修費）	件/年	8	12	13	14	15	16

※令和２年度（2020 年度）は実績見込み

■　第６期計画の見込量における推計方法

直近の実績の平均及び伸び率を踏まえて見込み量を算出する。

７．手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者の社会参加及び自立促進に必要なコミュニケーション支援を行う手話奉仕員を養成します。引き続き、制度の周知広報を適切に行い、人材の養成と確保に努めます。

＜手話奉仕員養成研修事業の実績と見込み＞

	単位	第５期実績			第６期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
手話奉仕員養成 研修事業	人/年	30	13	0	35	35	35

※令和２年度（2020 年度）は実績見込み

■　第６期計画の見込量における推計方法

平成 30 年度（2018 年度）の実績を踏まえて見込量を算出する。

８．移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に、円滑に外出できるよう、移動を支援します。

＜移動支援事業の実績と見込み＞

	単位	第５期実績			第６期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
利用者数	人/月	61	49	74	88	104	123
サービス量	時間/月	500.5	450.5	614	730	863	1,021

※令和２年度（2020 年度）は実績見込み

■　第６期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び等から、利用者数の見込みを算出し、その数値に、１ヵ月当たりの平均利用日数（8.3 日）を乗じてサービス量の見込みを算出する。

９．地域活動支援センター機能強化事業

（１）地域活動支援センター（Ⅰ型）

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設で、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整等を行うとともに、あわせて相談支援事業について実施します。利用者の増加に向け、引き続きセンターの周知・広報を行います。

（２）地域活動支援センター（Ⅱ型）

地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。利用者の増加に向け、引き続きセンターの周知・広報を行います。

（３）地域活動支援センター（Ⅲ型）

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設で、通所による援護事業を実施します。利用者の増加に向け、引き続きセンターの周知・広報を行います。

＜地域活動支援センター機能強化事業の実績と見込み＞

	単位	第５期実績			第６期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
地域活動支援センター（Ⅰ型）	カ所	6	6	6	6	6	6
	人/日	106	102	90	120	120	120
地域活動支援センター（Ⅱ型）	カ所	1	1	1	1	1	1
	人/日	10	14	10	15	15	15
地域活動支援センター（Ⅲ型）	カ所	1	1	1	1	1	1
	人/日	10	12	7	10	10	10

※令和２年度（2020 年度）は実績見込み

■　第６期計画の見込量における推計方法

施設ごとの利用実績及び国が示している利用者数の基準に基づいて見込量を算出する。

１０．発達障がい者支援センター運営事業

発達障がい者への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関で、発達障がい者及びその家族等に対する相談支援や発達支援、就労支援等を行います。

＜発達障がい者支援センター運営事業の実績と見込み＞

	単位	第５期実績			第６期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
発達障がい者支援センター	カ所	1	1	1	1	1	1
	人/日	3	3	4	3	3	3

※令和２年度（2020 年度）は実績見込み

■　第６期計画の見込量における推計方法

実支援者数と開館日数の実績を踏まえて算出する。

１１．障害児等療育支援事業

（１）在宅支援訪問療育等支援事業

相談や指導を希望する在宅障がい児（者）の家庭を訪問し、相談･指導及び健康診査等を行います。

（２）在宅支援外来療育等指導事業

在宅の障がい児（者）及び保護者に対し、外来での各種相談及び指導を行います。

障害児等療育支援実施機関と連携し、地域の在宅障がい児（者）に対して、療育指導・相談を行います。

＜障害児等療育支援事業の実績と見込み＞

	単位	第５期実績			第６期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
障害児等療育支援事業	カ所	5	5	5	5	5	5

■　第６期計画の見込量における推計方法

直近の実績を踏まえて見込む。

１２．専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

聴覚障がい者及び盲ろう者の自立と社会参加を図るため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳、介助員の養成を行います。（県との合同事業）

引き続き、制度の周知広報を適切に行い、人材の養成と確保に努めるとともに、高齢化により減少傾向にある手話通訳士の養成と確保にも努めます。失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業については、今後、対象者や需要の把握を行いつつ、実施について検討を行います。

＜専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業の実績と見込み＞

	単位	第５期実績			第６期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
手話通訳者養成研修事業	人/年	22	28	0	32	32	32
要約筆記者養成研修事業	人/年	8	6	4	7	7	7
盲ろう者向け通訳・ 介助員養成研修事業	人/年	6	5	6	6	6	6
失語症者向け意思疎通 支援者養成研修事業	人/年	－	－	－	検討	検討	検討

※令和２年度（2020 年度）は実績見込み

※手話通訳者養成事業については、２ヵ年間のカリキュラム修了者数を計上

■　第６期計画の見込量における推計方法

手話通訳者養成研修事業については、令和元年度（2019 年度）の実績及び手話奉仕員養成研修事業の見込量を踏まえて見込量を算出する。

要約筆記者養成研修事業及び盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業については、平成 30 年度（2018 年度）、令和元年度（2019 年度）の実績の平均で見込量を算出する。

１３．専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

盲ろう者等の円滑な意思の疎通を支援する通訳・介助員を派遣します。

＜専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業の実績と見込み＞

	単位	第５期実績			第６期見込量		
		Ｈ30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
盲ろう者向け 通訳・介助員派遣事業	件/年	199	181	200	193	193	193

※令和２年度（2020 年度）は実績見込み

■　第６期計画の見込量における推計方法

平成 30 年度（2018 年度）、令和元年度（2019 年度）、令和２年度（2020 年度）の実績と実績見込みの平均で見込量を算出する。

１４．日中一時支援事業

障がい者等の家族の就労支援および日常的に介護している家族の一時的休息のため、障がい者等の日中における活動の場を確保します。また、対象となる方がサービスを利用できるよう事業の情報発信、周知に努めます。

＜日中一時支援事業の実績と見込み＞

	単位	第５期実績			第６期見込量		
		Ｈ30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
利用者数	人/月	119	59	110	103	97	91
４月１日時点の事業所数		34	34	33			

※令和２年度（2020 年度）は実績見込み

■　第６期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び等から、利用者数の見込みを算出する。

１５．福祉ホーム事業運営費助成

住居を必要としている障がい者に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

＜福祉ホーム事業運営費助成の実績と見込み＞

	単位	第５期実績			第６期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
福祉ホーム事業運営費助	カ所数	3（0）	3（0）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）
	人	5	4	4	4	4	4

※（　）内は助成対象施設のうち市内にある施設

※令和２年度（2020 年度）は実績見込み

■　第６期計画の見込量における推計方法

令和元年度（2019 年度）の実績を踏まえて見込量を算出する。

１６．訪問入浴サービス事業

障がい者等の居宅を訪問して浴槽を提供し、身体の清潔保持等のため入浴の介護を行う。また、対象となる方がサービスを利用できるよう事業の情報発信、周知に努めます。

＜訪問入浴サービス事業の実績と見込み＞

	単位	第５期実績			第６期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
利用者数	人/月	15	20	19	19	19	19
４月１日時点の事業所数		5	5	5			

※令和２年度（2020 年度）は実績見込み

■　第６期計画の見込量における推計方法

現利用者数及び直近の伸び等から、利用者数の見込みを算出する。

１７．生活支援事業（視覚障がい者の生活訓練）

障がい者の自立と社会参加を促進するため、視覚障がい者を対象に日常生活上必要な訓練・指導を行う。支援を必要としている視覚障がい者が制度を利用できるよう、関係機関と連携しながら周知広報に努めます。

＜生活支援事業（視覚障がい者の生活訓練）の実績と見込み＞

	単位	第５期実績			第６期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
利用者数	人/年	94	86	90	90	90	90

※令和２年度（2020 年度）は実績見込み

■　第６期計画の見込量における推計方法

平成 30 年度（2018 年度）、令和元年度（2019 年度）の実績の平均で見込量を算出する。

１８．障がい者スポーツ大会

障がい者等が、競技等を通じてスポーツの楽しさを体験し、競技力の向上を図るとともに、障がいについて市民の理解を一層深め、障がい者等の社会参加の促進に寄与することを目的として開催します。政令市移行に伴い、平成 24 年度（2012 年度）より県市共催で「くまもと障がい者スポーツ大会」を実施しています。

＜障がい者スポーツ大会の実績と見込み＞

	単位	第５期実績			第６期見込量		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
開催の有無	有無	有	有	無	有	有	有
利用者数	人	736 (239)	689 (202)	-	-	-	-

※（　）内はうち市内在住参加者

サービス等見込み量一覧

（１） 障害福祉サービス等見込量一覧

サービス種別		単位	第5期・第１期　実績			第6期・第2期　計画		
			H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
訪問系	居宅介護	人/月	804	823	834	845	856	867
		時間/月	9,241	9,138	9,424	9,549	9,673	9,797
	重度訪問介護	人/月	94	95	100	105	110	116
		時間/月	12,392	12,410	13,480	14,154	14,828	15,637
	同行援護	人/月	136	139	140	141	142	143
		時間/月	2,060	2,188	2,198	2,214	2,229	2,245
	行動援護	人/月	14	14	12	12	12	12
		時間/月	188	184	184	184	184	184
	重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
		時間/月	0	0	0	0	0	0
日中活動系	生活介護	人/月	1,409	1,452	1,475	1,498	1,521	1,544
		人日/月	27,238	28,131	28,615	29,061	29,507	29,954
	自立訓練（機能訓練）	人/月	20	20	22	25	28	31
		人日/月	281	316	315	358	400	443
	自立訓練（生活訓練）	人/月	66	86	98	112	128	146
		人日/月	1,060	1,270	1,578	1,803	2,061	2,351
	就労移行支援	人/月	185	196	212	229	247	267
		人日/月	3,109	3,193	3,498	3,779	4,076	4,406
	就労継続支援（Ａ型）	人/月	1,033	1,002	967	932	897	862
		人日/月	20,189	19,602	18,857	18,174	17,492	16,809
	就労継続支援（Ｂ型）	人/月	1,162	1,245	1,318	1,391	1,464	1,537
		人日/月	19,706	20,923	22,406	23,647	24,888	26,129
	就労定着支援	人/月	5	51	70	89	107	125
	療養介護	人/月	204	207	210	213	216	219
		人日/月	6,151	6,281	6,363	6,454	6,545	6,636
	短期入所（福祉型）	人/月	226	230	248	267	288	310
		人日/月	896	920	992	1,068	1,152	1,240
	短期入所（医療型）	人/月	48	49	53	57	62	67
		人日/月	218	224	239	257	279	302
居住系	自立生活援助	人/月	0	2	2	3	4	5
	共同生活援助	人/月	734	763	785	808	831	855
	施設入所支援	人/月	776	778	776	774	772	771
相談支援	計画相談支援	人/月	1,089	1,197	1,275	1,358	1,446	1,540
	地域移行支援	人/月	1	2	3	4	6	8
	地域定着支援	人/月	1	1	2	3	4	6

サービス種別		単位	第5期・第１期　実績			第6期・第2期　計画		
			H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
障がい児支援	児童発達支援	人/月	901	1,043	1,179	1,315	1,451	1,587
		人日/月	6,611	8,054	8,489	9,468	10,447	11,426
	医療型児童発達支援	人/月	2	2	2	2	2	2
		人日/月	6	5	6	6	6	6
	居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	3	3	3
		人日/月	0	0	0	3	3	3
	放課後等デイサービス	人/月	1,639	1,933	2,237	2,541	2,845	3,149
		人日/月	21,040	24,917	28,410	32,271	36,132	39,992
	保育所等訪問支援	人/月	39	56	82	120	176	258
		人日/月	57	84	115	168	246	361
	障害児相談支援	人/月	731	839	954	1,085	1,234	1,403
	福祉型障害児入所施設	人/月	54	43	49	49	49	49
	医療型障害児入所施設	人/月	45	39	42	42	42	42
	医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	人	0	0	0	5	5	5
発達障がい者支援	発達障がい者支援地域協議会の開催数	回/年	1	1	1	1	1	1
	発達障がい者支援センターによる専門的な相談支援件数	件/年	3,845	3,563	3,500	3,400	3,350	3,300
	発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数	件/年	53	51	52	53	54	55
	発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修会等開催回数	回/年	54	100	30	100	100	100
	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人/年	469	383	231	520	576	632
	ペアレントメンターの人数	人/年	0	0	0	0	0	3
	ピアサポートの活動への参加人数	人/年	478	398	243	540	596	652
精神障がい者支援	保健・医療福祉関係者による協議の場の設置	回/年	11	9	11	15	15	15
	保健、医療、福祉、介護、担当者、家族等の関係者の参加者人数	人/年	488	356	196	295	295	295
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数	回/年	3	3	3	8	8	8
	ピアサポート活用に係る事業	人/年	25	31	21	25	25	25
	精神障がい者の地域移行支援利用者数	人/年	1	2	3	4	6	7
	精神障がい者の地域定着支援利用者数	人/年	1	1	2	3	4	6
	精神障がい者の共同生活援助利用者数	人/年	245	255	262	270	278	286
	精神障がい者の自立生活援助利用者数	人/年	0	1	1	2	2	3
子ども・子育て支援	保育園 【　】…手帳所持者数	人/年	242 【53】	256 【83】	249 【89】	249 【75】	249 【75】	249 【75】
	認定こども園 【　】…手帳所持者数	人/年	111 【21】	133 【54】	108 【45】	117 【40】	117 【40】	117 【40】
	放課後児童健全育成事業 【　】…手帳所持者数	人/年	323 【76】	370 【85】	307 【79】	338 【81】	340 【82】	340 【82】

※令和2年度は実績見込み

（２）地域生活支援事業見込量一覧

サービス種別	単位	第5期・第１期　実績			第6期・第2期　計画		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
1 理解促進・研修啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
2 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
3 相談支援事業							
障がい者相談支援事業	カ所数	9	9	9	9	9	9
基幹相談支援センター	設置の有無	検討	検討	検討	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
4 成年後見制度利用支援事業支援事業/成年後見制度法人後見支援事業							
成年後見制度利用支援事業利用件数（申立費用助成）	人/年	12	17	15	18	18	18
成年後見制度利用支援事業利用件数（報酬助成）	人/年	22	26	32	33	38	43
成年後見制度法人後見支援事業（法人後見協力員数）	人/年	2	4	6	8	9	11
5 意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	件/年	2,321	2,392	1,839	2,464	2,538	2,614
要約筆記者派遣事業	件/年	212	219	206	215	215	215
失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	件/年	－	－	－	検討	検討	検討
手話通訳者設置事業	人	6	6	6	6	6	6
6 日常生活用具給付等事業							
介護訓練支援用具	件/年	39	43	51	60	71	84
自立生活支援用具	件/年	107	116	111	106	101	96
在宅療養等支援用具	件/年	74	81	82	83	84	85
情報・意思疎通支援用具	件/年	168	197	205	213	222	231
排泄管理支援用具	件/年	12,188	12,484	12,721	12,963	13,209	13,460
居宅生活動作補助道具（住宅改修費）	件/年	8	12	13	14	15	16
7 手話奉仕員養成研修事業	人/年	30	13	0	35	35	35
8 移動支援事業	人/月	61	49	74	88	104	123
	時間/月	500.5	450.5	614	730	863	1,021
9 地域活動支援センター機能強化事業							
地域活動支援センター（Ⅰ型）	カ所数	6	6	6	6	6	6
	人/日	106	102	90	120	120	120
地域活動支援センター（Ⅱ型）	カ所数	1	1	1	1	1	1
	人/日	10	14	10	15	15	15
地域活動支援センター（Ⅲ型）	カ所数	1	1	1	1	1	1
	人/日	10	12	7	10	10	10

サービス種別	単位	第5期・第１期　実績			第6期・第2期　計画		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
10 発達障がい者支援センター運営事業	カ所数	1	1	1	1	1	1
	人/日	3	3	4	3	3	3
11 障害児等療育支援事業	カ所数	5	5	5	5	5	5
12 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研							
手話通訳者養成研修事業	人/年	22	28	0	32	32	32
要約筆記者養成研修事業	人/年	8	6	4	7	7	7
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	人/年	6	5	6	6	6	6
失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	人/年	－	－	－	検討	検討	検討
13 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事							
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事	件/年	199	181	200	193	193	193
14 日中一時支援事業	人/月	119	59	110	103	97	91
15 福祉ホーム事業運営費助成 （　）内は市内にある施設数	カ所数	3（0）	3（0）	2（0）	2（0）	2（0）	2（0）
	人	5	4	4	4	4	4
16 訪問入浴サービス事業	人/月	15	20	19	19	19	19
17 生活支援事業（視覚障がい者の生活訓練）	人/年	94	86	90	90	90	90
18 障がい者スポーツ大会	実施の有無	有	有	無	有	有	有

※令和2年度は実績見込み